

平成26年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第1号)

平成26年12月5日 (金)

午前10時 開 議

【 再 開 】

【 会議録署名議員の指名 】 |

日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】 |

日程第2 諸般の報告

- 例月現金出納検査報告書の配布
- 陳情書・要請書・要望書の配布
 - (1) 陳情第18号 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情
 - (2) 陳情第19号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
 - (3) 要請第2号 米価安定対策に関する緊急要請
 - (4) 要望第10号 葛巻町森林組合からの要望書
- 出張報告

【 行政報告 】 2

日程第3 行政報告

【 請願第1号・要望第9号審査付託 】 2

日程第4 請願第1号 米価安定対策等に関する請願

日程第5 要望第9号 小田部落会からの要望書

【 報告第10号～報告第12号上程、報告 】 3

日程第6 報告第10号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算 (第4号) の専決処分の報告について

日程第7 報告第11号 盛岡北部地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に係る専決処分の報告について

日程第8 報告第12号 除雪機械格納庫整備工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

【 議案第43号～議案第54号上程、説明 】・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 日程第9 議案第43号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第44号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第12 議案第46号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第13 議案第47号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第14 議案第48号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第15 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例
- 日程第16 議案第50号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例
- 日程第17 議案第51号 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例
- 日程第18 議案第52号 葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例
- 日程第19 議案第53号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第54号 財産の取得に関し議決を求めることについて

【 一般質問 】

日程第21 一般質問

- (1) 1番 山崎邦廣君・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(1) 農業振興の取り組みについて
- (2) 3番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(1) 今後の町財政運営の見通し等について
(2) 現行の「職員の59歳勧奨による一斉退職」から「職員の
定年等に関する条例」適用による退職への移行について
- (3) 7番 山岸はる美さん・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(1) 持続可能な酪農経営について
(2) 保育ニーズの充実について
(3) 郷土資料館の整備について

平成26年葛巻町議会12月定例会議 会議録(第1号)

議事日程告示年月日	平成26年11月28日(金)					
再開年月日	平成26年12月5日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成26年12月5日(金) 開議10時00分 散会15時21分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	鈴木 満	8番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	吉澤 信也
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長	鈴木 努	教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	鳩岡 修	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長	村中英治		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成26年葛巻町議会を再開します。

これから、平成26年葛巻町議会12月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月11日までの7日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、鈴木満君及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第18号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情、陳情第19号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書、要請第2号、米価安定対策に関する緊急要請、要望第10号、葛巻町森林組合からの要望書の4件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

9月19日、いわて花巻空港開港50周年記念式典出席のため、花巻市に出張しました。

9月22日、紫波の恵みと自園自醸ワイン紫波の夕べ出席のため、盛岡市に出張しました。

10月7日から10日まで、岩手地区議会議長会中央実行運動及び県外行政視察のため、東京都及び沖縄県に出張しました。

10月19日、千葉伝岩手県議会議長を励ます会出席のため、盛岡市に出張しました。

10月22日、くずまきの美酒・美食の宴出席のため、盛岡市に出張しました。

10月27日、岩手県道路整備促進総決起大会出席のため、花巻市に出張しました。

11月7日、盛岡広域8市町議会正副議長懇談会出席のため、八幡平市に出張しました。

11月7日から9日まで、全国消防操法大会出場分団応援のため、東京都に出張しました。

11月11日から12日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会及び議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。

11月14日、全国過疎地域自立促進連盟定期総会出席のため、東京都に出張しました。

11月18日から22日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修のため、台湾に出張しました。

11月26日、一戸町・葛巻町・岩手町議会議員協議会研修会出席のため、岩手町に出張しました。

11月28日、第35回平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成26年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

町長（鈴木重男君）

葛巻町議会12月定例会議の開催にあたり、平成26年11月8日に東京臨海広域防災公園で開催されました、第24回全国消防操法大会の結果について、行政報告を申し上げます。

5月の町大会、7月の支部大会を勝ち抜き、県大会で優勝した当町消防団第14分団は、去る11月8日に開催されました全国大会、小型ポンプの部に岩手県代表として出場したところであります。

この全国大会は、2年ごとに開催されるものでありますが、ポンプ車の部、小型ポンプの部それぞれの部門で見ますと、実質的には4年おきに出場権が与えられるものであり、当町消防団は平成10年から5大会連続、計6度目の出場でありました。

大会には、ポンプ車の部、小型ポンプの部にそれぞれ24チームが出場し行われ、第14分団は、タイム44秒07、審査総合得点79.5で、24チーム中15位という結果でありました。

全国大会の出場にあたり、地域、事業所、家庭のほか、多くの町民の皆様からのご支援、ご協力を賜りましたこと、また、長期間にわたる鍛錬を積んでこられました第14分団、練習の指導、サポートなどに尽力いただきました団本部、各分団、葛巻分署の皆様にご心から感謝申し上げます。

消防関係者の皆様には、引き続き、鍛錬を積んでいただき、住民が安全安心に暮らすことができるまちづくりに、さらにご尽力いただければと思います。

以上、ご報告を申し上げましたが、今次会議には、報告3件のほか、一般会計補正予算など12議案を提案申し上げますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、行政報告を終わります。

次に、日程第4、請願第1号、米価安定対策等に関する請願を議題とします。

この請願については、葛巻町議会総合条例第85条第1項の規定により、輝くふるさ

と常任委員会に審査を付託します。

次に、日程第5、要望第9号、小田部落会からの要望書を議題とします。

お諮りします。

この要望については、議会運営委員会の協議を踏まえ、輝くふるさと常任委員会に審査を付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、要望第9号については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、請願第1号、米価安定対策等に関する請願及び要望第9号、小田部落会からの要望書の2件については、今会議中に審査を終え、12月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び要望第9号の2件については、12月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

お諮りします。

日程第6、報告第10号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてから、日程第8、報告第12号、除雪機械格納庫整備工事の変更請負契約の締結に関する専決処分報告についてまでの3件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告第10号から報告第12号までの3件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長(鳩岡修君)

お疲れ様でございます。

それでは、報告3件につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

議案集と専決処分書をご準備いただきたいと思います。

報告第10号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告でございます。

専決処分書をご覧いただきたいと思います。

衆議院議員が、去る11月21日に解散となり、直ちにポスター掲示場等の発注を進める必要がございましたことから、議会に提案する暇がなく、衆議院議員総選挙及び最高

裁判所裁判官国民審査執行経費の補正に関しまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分書をご覧いただきたいと思います。

平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条が、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,327,000円を追加いたしまして、予算の総額を、それぞれ5,784,686,000円とするものでございます。

平成26年11月21日、衆議院解散の日に専決処分をさせていただいたものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書でございます。総括でございますが、歳入では、県支出金9,327,000円、選挙の交付金を見込んだものでございますし、次ページの歳出では、総務費、同額の9,327,000円、選挙費の補正のみでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

6ページでございますが、歳入、14款、県支出金、委託金で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行委託金9,327,000円を見込んだものでございます。

歳出では、2款、総務費、4項の選挙費でございます。3目の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費でございます。

1としまして、衆議院議員総選挙等執行経費6,327,000円となっておりますのでございまして、20カ所の投票所と期日前投票所2カ所の経費を計上したものでございます。8ページに、職員の時間外勤務手当に係る分を3,000,000円計上してございます。合わせて9,327,000円の補正となったものでございます。

次に、報告第11号をお願いいたします。

議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

盛岡北部地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に係る専決処分の報告についてでございます。

八幡平市役所の位置の変更がございまして、八幡平市の庁舎が移転してございます。これに伴いましての規約の一部変更でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

八幡平市役所の位置の変更に伴い、盛岡北部地区障害支援区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更するというものでございまして、9月16日付けで専決処分させていただいたものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

3条の変更でございまして、5ページに新旧対照表がございまして、ご覧いただきたいと思います。

認定審査会の執務の場所が、八幡平市役所というように決まっておりますが、八幡平市大更第35地割62番地と改正前にはなっておったものですが、八幡平市野駄第21地割170番地という改正を行うものでございます。

この改正につきましては、4ページに附則がございまして、八幡平市役所の位置を定

める条例の一部を改正する条例の施行ということでございまして、去る11月25日に庁舎の移転がされたということでございまして、11月25日に施行されたというものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

報告第12号でございまして。

議場に配布させていただきました6ページ、7ページの差し替えをお願いしておりますので、差し替えの上ご覧いただきたいと思います。

除雪機械格納庫整備工事の変更請負契約締結の専決処分の報告についてでございまして。

除雪機械格納庫整備工事の変更請負契約について、自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同法180条2項によって報告するというものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書でございまして。

3月31日に議会の議決をいただきました除雪機械格納庫の工事の請負契約の一部変更でございまして。

変更内容は、契約金額の変更でございまして。104,544,000円に対しまして、変更後107,383,320円、2,839,320円の増となったものでございます。

主な変更でございしますが、洗車用の井戸の揚水試験を行いながら、井戸の試掘をいたしました。当初、深い井戸での設置を想定していたものでございましたが、思うように水脈の確保ができず、浅い井戸での変更となったものでございます。最終的には、伏流水の利用をする浅い井戸に変更になったというものでございます。洗車用の井戸水でございまして。

併せて、雨天風雪時の洗車等を行えるように、内部に排水路を設ける変更をしたという変更でございまして。

工期の変更はなく、26年10月27日の工期で完成してございまして。

以上、3件の報告につきまして説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

はじめに、報告第10号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第10号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第11号、盛岡北部地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更

の協議に係る専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第11号、盛岡北部地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に係る専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第12号、除雪機械格納庫整備工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第12号、除雪機械格納庫整備工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第43号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)から、日程第20、議案第54号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの12議案を、一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第54号までの12議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長(鳩岡修君)

議案第43号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書をご準備いただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、歳出では、小・中学校の施設維持修繕事業費、障害者自立支援給付事業費、公共施設再生可能エネルギー導入事業費、職員給与費の増額、歳入では、国庫支出金、財産収入、町債の増額が主な内容となっております。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に、それぞれ195,508,000円を追加いたしまして、予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,980,194,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

5ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、地方債の補正でございます。

追加でございます、学校施設耐震改修事業に57,100,000円を追加するものでございます。

次が、変更でございます。中山間地域総合整備事業が6,700,000円から8,700,000

円、臨時財政対策債が160,000,000円から195,233,000円となりまして、37,233,000円の変更増となるものでございまして、合わせて94,333,000円の補正増となるものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書の総括でございまして。

7ページの歳出でございまして、主な補正項目でございまして、総務費で37,848,000円、民生費が9,760,000円、6款の農林水産業費が17,468,000円、10款の教育費が110,315,000円。

歳入でございまして、13款の国庫支出金が60,020,000円、県支出金が11,326,000円、財産収入が15,291,000円、諸収入が15,422,000円、町債が94,333,000円となったものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございまして、議会費からはじまりまして、主要な部分だけご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

企画費で9,590,000円となっております。一つ目の事業費の企画管理費の中で、1,270,000円の補正増でございまして、一番下の部分に、葛巻町60周年記念事業実行委員会への補助金を1,000,000円計上してございまして、27年がちょうど現在の葛巻町60周年に当たるといふ部分でございまして、実行委員会を組織し、ただいま事業の推進を始めたところでございまして、今年度、年度内の事業に係る部分、啓発用の横断幕、あるいはマグネットシート等を予定した部分につきまして、予算計上をさせていただいたものでございます。

次が、地域情報化推進事業費、14ページをお開きいただきたいと思います。需用費の中で、施設等修繕費がございまして、地域情報通信基盤施設の修繕につきましての実績見込みによる補正2,000,000円でございまして、電柱等の支障移転につきまして3,000,000円、江川地区等での移転の見込みでの補正増でございまして。

次に、4番目の事業の定住対策推進事業費が3,320,000円でございまして。主な部分では、17節の公有財産購入費でございまして、2,500,000円見込んだものでございまして。江川地区での用地の取得を想定しておるものでございまして。

7目の環境エネルギー推進費でございまして、4の公共施設再生可能エネルギー等導入事業費7,200,000円の補正でございまして、委託料の部分で社会体育館太陽光発電設備設計業務が3,200,000円となっております。27年度に設置工事を予定しておるものでございまして、発電設備、蓄電池、屋内高所照明等を予定するものでございまして。

次に、15ページの独立防災型ソーラー街路灯設置工事4,000,000円でございまして、災害時、停電時等においても使用可能な独立防災型の街路灯2基を社会体育館に設置しようというものでございまして。

次に、諸費でございまして、2,530,000円の予算計上でございまして。この部分につきましては、26年8月に盛岡税務署長から行政指導がございまして、所得税及び復興特別徴収所得税の源泉徴収が適切に行われているか自己点検をするようにというような調査依頼がございまして、調査をしたものでございまして。調査の対象期間は、22年1月

から26年10月31日までの期間に係るものでございます。

その調査の結果、個人事業主に係る所得税が4人で4件の徴収漏れがあったということでございますし、復興特別所得税に係る税が6人で58件、合わせまして、徴収の不足が2,198,170円不足となったものでございます。これに、延滞税及び不納欠損加算税を331,535円加えるという補正になってございます。それぞれ二つの項目に分けた予算計上になってございます。

徴収不足の部分につきましては、それぞれ経過をご説明申し上げまして、返還の承諾は取っておるものでございます。計数等の整理をし、税務署等との確認をしながら、12月中には納付をしてまいりたいというように考えておるものでございます。

この発生の要因という部分でございまして、個人事業主の部分で、その源泉の必要がない法人と誤認したということが主の要因になってございます。今後につきましては、再発防止に向けまして周知の徹底、システムの確認等に努めてまいりたいというように考えているものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思っております。

心身障害者福祉費でございます。障害者自立支援給付費の中で9,786,000円の補正でございます。扶助費の中で2,900,000円の補正になってございます。これにつきましては、特殊補装具1件でございます。電動の義手一式となっておりますのでございます。

老人福祉費、19ページでございますが、中程に19、負担金の中で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金900,000円となっておりますが、認知症高齢者グループホームの交付金の内示によりましての増額となったものでございます。

25ページをお開きください。

5目の畜産業費でございます。畜産振興総合対策費5,300,000円の増となっております。飼料自給力強化支援事業費でございます。機械利用組合等によりまして自走式のハーベスターの購入への助成でございます。国の補助を受ける事業でございますが、町から15パーセント相当の補助を加算するという助成内容となっております。

26ページでございます。

農道管理費、中山間等、事業実績の見込みによる補正となっております。

27ページですが、林業総務費の負担金、19、負担金補助及び交付金の部分でございますが、特用林産施設体制整備復興事業費が1,185,000円の減となっておりますのでございます。畜産開発公社のほだ木事業への補助が計上されておったものでございますが、事業の組み替えによりまして直接補助に変更になったというもので、全減額となっております。

その下の、木材加工施設等整備事業費1,500,000円でございますが、地域材の需要拡大に向けた、町内の事業者が整備するという乾燥施設に対しまして、10パーセントの補助をしようとするものでございます。

28ページをお開きいただきたいと思っております。

観光費でございますが、負担金で450,000円の補正となっておりますのでございまして、いわてS-1スイーツフェアでございますが、24年から開催しておりまして、24年、25年とアピオで開催しておるものでございまして、冬の盛岡・八幡平誘客促進という事業

でございまして、今年度も開催されるということになったものでございまして、補正計上したものでございます。

34 ページをお願いいたします。

小学校費の学校管理費でございまして、一番下の部分になりますが、小屋瀬小学校の校舎耐震補強工事 33,000,000 円となっておりますのでございまして、地震補強の部分でございまして、耐震指数が 0.7 以上であれば耐震を満たしているということでございまして、この小屋瀬小学校につきましては、耐震指数が 0.4 という耐震結果が出ておるといいますのでございまして、校舎 1,798 平米の耐震補強工事を予定するものでございまして。

次のページの上段でございまして、中学校費の学校管理費でございまして、江川中学校の校舎耐震補強工事が 70,000,000 円となっておりますのでございまして。これにつきましては、校舎の部分の耐震指数が 0.4、体育館の部分が 0.3 という耐震結果が出てございまして、校舎が 2,878 平米、屋内の体育館が 837 平米と、それぞれ補強工事を計上するというものでございまして。

8 ページに戻っていただきまして、歳入をお願いいたします。

13 款、国庫支出金の国庫補助金の教育国庫補助金 57,670,000 円でございますが、先ほど、最後に申し上げました小屋瀬小学校及び江川中学校の耐震補強工事への財源として補助されるものでございまして。

14 款の県支出金、県補助金でございまして、地域経営推進費、県からの 3 分の 2 補助でございまして、これにつきましては、事業の確定、内示によりまして予算計上されるという、当初の時点では計上できない状態になっているというものでございまして、勝正弘作品展、あと、生活支援、くずまきテレビの番組編成等への財源となっているもので、財源充当をさせていただくというものでございまして。

次の、クリーンエネルギー導入支援事業費につきましては、社会体育館の独立防災型ソーラー街路灯への財源というものでございまして、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業費補助金につきましては、太陽光発電設備設計への財源となるものでございまして。

15 款の財産収入でございまして、不動産売払収入 15,291,000 円を見込んだものでございまして、上外川国有林の分収林の売払収入でございまして。昭和 33 年 6 月に部分林の設定をして、国有林と契約したものでございまして、その立木の一部を売払いしているというものでございまして。全体の設定は 28.77 ヘクタールでございまして、今回 17.92 ヘクタールを売払いしたというものでございまして。26 年 9 月 30 日に売払いしてございまして。当初の契約は 40 年の契約での部分林でございまして、この延長がされてございまして、60 年間の期間に、29 年までの期間となっているものでございまして。国が 10 分の 2、町が 10 分の 8 を、それぞれ分収するというものでございまして。3,393 立方の材積でございまして、売払いしてございまして。全体が 19,116,000 円の売払額となっておりますのでございまして、町へ、15,292,800 円が分収されたというものでございまして。

次に、19 款の諸収入でございまして、雑入でございまして。町有林の森林国営保険保険金が 11,862,000 円となっております。平成 22 年 11 月 21 日に発生しました大雪、雪害により木への被害でございまして、この部分については町内全域にわたってお

るものでございますので、民有林の手続きが先行してございまして、町有林については昨年度、半分近く配分されたというものでございましたが、今回、残りの部分が配分されてございます。旧財産区の部分と、上外川国有林に係る部分について配分がされ、今回で精算というようになったものでございます。

雑入の一番下の欄に、追納源泉所得税2,198,000円となってございますが、先ほどの源泉所得税の徴収漏れに係りまして、それぞれ返還をいただくという額でございます。

以上、一般会計につきまして、説明を終わらせていただきます。

次に、議案第44号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額に46,975,000円を追加し、予算の総額を1,145,850,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書の総括、歳出でございまして、保険給付費に15,700,000円、諸支出金に6,809,000円、予備費に24,618,000円を計上するというものでございます。

4ページの歳入でございまして、繰越金の計上でございまして、全額でございまして、47,541,000円を計上したものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款の保険給付費の高額療養費でございまして、一般被保険者高額療養費につきまして15,000,000円を補正計上するというものでございまして、実績を見込んだ補正となっております。

9ページは、11款の諸支出金、国庫補助金返還金でございまして、療養給付費等の過年度分の精算分の返還でございまして、

6ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございまして、10款、繰越金でございまして、47,541,000円の補正増となるものでございます。

次に、議案第45号に移らせていただきます。

平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、

第1条が、歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額に1,069,000円を追加いたしまして、予算の総額を、それぞれ563,567,000円とするものでございます。

2条は、地方債の補正でございまして、

4ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、地方債の補正でございまして、簡易水道施設整備事業債でございまして、1,200,000円増額しまして、244,600,000円とするものでございます。

次のページでございまして、事項別明細書の総括でございまして、歳入、町債の1,200,000円がそのまま増となっております。

6ページ、歳出でございまして、

事業費1,330,000円減額しまして、給水施設建設費に12,000,000円補正増となったものでございます。

7ページは歳入、町債でございまして、江川簡易水道整備事業債の工事に向けました

財源としまして、1,200,000円を計上するものでございます。

めくっていただきまして、8ページをお願いします。

2款の事業費の給水費でございます。原材料費につきまして、執行実績によりましての補正となっております。

9ページが、給水施設建設費でございます。工事請負費で12,000,000円の増となっておりますのでございます。来年度以降予定しております工事箇所、漏水がある箇所が見つかりまして、その部分について、今年度の事業に前倒しして実施しようというものでございまして、12,000,000円の増となったものでございます。

以上で、簡易水道につきましては終わらせていただきます。

次に、議案第46号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳出予算のみの補正でございます。第1条、歳出予算の補正でございます。金額は、総額での変更はございません。

3ページをお開きいただきたいと思います。

2款、施設管理費2,800,000円を増額し、この部分について、予備費から充当するというものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

主な部分は、電気料と管理費の増となっております。年度を見越した実績見込みによる補正となっております。

議案第47号をお願いいたします。

平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

この補正につきましても、前年度の繰越金を計上して、その部分について予備費に加えるというような内容となっております。第1条が、歳入歳出予算の補正でございます。総額に3,969,000円を追加しまして、予算の総額を71,436,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

事項別の総括でございます。4款の繰越金で3,969,000円を補正するものでございますし、5ページで、予備費に3,934,000円を補正増とするものでございます。

6ページが歳入でございまして、先ほどの3,969,000円、純繰越金を計上するものでございますし、7ページの歳出では、4款の予備費で3,934,000円を計上するというものでございます。

議案第49号をお願いします。8ページとなります。

議案資料も併せてお開きいただきたいと思います。2ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

三つの条例につきましても改正となったものでございまして、表に沿ってご説明申し上げたいと思います。

まず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正でございまして、表の一番上の部分でございますが、初任給調整手当の引き上げでございます。第10条の7の第1項

に係る部分でございまして、医療職1表に係る部分で、月額 410,900 円、限度額を 410,900 円から 412,200 円に改正するというものでございまして、議案では 8 ページに掲載されている部分でございまして、第 10 条の 7 の第 1 項に係る部分でございまして、

二つ目の欄でございまして、勤勉手当の引き上げでございまして、その下の 19 条の部分に係る部分でございまして、12 月の勤勉手当の支給月数を 0.15 月引き上げるというものでございまして、それぞれ 100 分の 67.5 を 82.5、職員再任用の部分については、100 分の 32.5 を 37.5 というように改正するというものでございまして、

三つ目の欄でございまして、給料表の月額引き上げでございまして、別表の 1 から別表の 2、合わせて 4 枚の給料表になりますが、議案集ですと、9 ページから 23 ページにかけて掲載してございまして、平均 0.3 パーセントを引き上げるというものでございまして、

表の 4 欄目になりますが、勤勉手当の支給月数の調整でございまして、この分につきましては、このほど 12 月に引き上げる 0.15 を、27 年以降の 6 月と 12 月に振り分けるというような改正でございまして、議案集の 23 ページ、24 ページに第 2 条という形で記載されてございまして、

次に、2 の議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正、中程の表でございまして、期末手当の引き上げという部分でございまして、議案集 24 ページの第 3 条に係る部分でございまして、1.55 月を 1.70 月、議案集では 100 分の 155 から 170 というように記載されてございまして、

次の欄が、第 4 条に係る部分でございまして、一般職と同様に 12 月期を、来年 6 月と 7、12 月期に配分するというような改正でございまして、

3 欄目の常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、この欄の期末手当の引き上げにつきましては、第 5 条に係る分でございまして、議案集の 25 ページに係るものでございまして、100 分の 155 を 100 分の 170 に改正するというものでございまして、

その次の欄が、期末手当の支給の月の調整でございまして、同様に 6 月、7 月に配分するという 6 条の規定でございまして、

26 ページが、附則となつてございまして、

この施行につきまして、資料の 2 ページの表の中に施行日という欄が右側にございまして、それで、公布の日からという部分については 6 月、7 月に均等配分するという部分に対応する部分でございまして、表ですと、それぞれ、その表の一番下の欄の部分が公布の日となつてございまして、これらの部分について、公布の日からというようになるものでございまして、

2 項の部分で、4 月 1 日からという部分については、資料の一番上の初任給の調整手当、一つ飛んで、給料月額引き上げの表に係る部分については、26 年の 4 月に遡って適用するというものでございまして、

それから、公布の日の 12 月 1 日適用という部分でございまして、勤勉手当の引き上げに係る部分について、それぞれ一般職、議員、常勤特別職につきまして、12 月 1 日適用というような、3 本立てというような日にちが設定されておるものでございまして、

附則につきましては、そのような規定となっております。

附則の3項では、改正後の支払いの部分での内払というような部分での規定がされてございます。

提案理由でございますが、国の例に準じまして、一般職の職員の給与の額並びに議会の議員及び常勤特別職の職員の手当の額を増額しようとするものでございます。以上で49号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第50号から52号の説明を申し上げます。

議案集は27ページになります。議案資料3ページをご覧いただきたいと思います。

子ども・子育て支援制度につきましては、平成24年8月に成立しております、子ども・子育て関連3法に基づいた制度でございまして、平成25年度に子ども・子育て会議を設置し、検討が始まってございますが、平成27年度に本格的なスタートが想定されるというようなことになってございます。

この財源としまして、消費税の10パーセントへの引き上げというような財源を充てるということになってございます。

消費税につきましては、平成29年4月まで延期ということになったわけでございますけれども、この制度につきましては、平成27年4月から予定どおり実施したいというような官房長官の明言がされているというような部分でございまして、このような流れの中で条例制定をお願いしたいというようなものでございます。

50から53件の部分でございまして、葛巻町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例という3本の条例となっております。

議案資料で説明をさせていただきますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

制定趣旨につきましては、そちらに記載してございます。新たに条例を制定するという部分でございまして、子ども・子育て支援制度は様々な子育てのいろいろな課題について、地域のニーズを踏まえた取り組みが必要だというような部分でございまして、その主体について、今までの国から、最も住民に身近な市町村が対応するという、市町村への移行というような考え方の中で、このような制度が組み立てられたというように言われております。

3ページの中程、制定の背景という部分でございまして、児童福祉法の改正が大きな部分でございまして、その中で、3番目の③というあたりに、小規模保育等の認可を規定というような部分について、新たな規定が盛り込まれたというようなものでございます。

表の部分をご覧いただきたいと思いますが、下の欄の地域型保育事業の部分について議案第50号に係る部分でございまして、特定教育・保育施設の部分について議案第51号に係る部分でございまして、④の放課後児童健全育成事業という部分については議案第52号というような部分に関わるものでございます。

認可が、特定教育・保育施設等の認可について、都道府県が認可するということになってございまして、その確認を市町村がしながら給付をしていくという右側の表になりますが、流れになっているというものでございます。地域型保育事業につきましては、

市町村の認可により、給付については確認する中で、市町村が給付事業を行っていくというような制度になるというものでございます。

4 ページをお開きいただきたいと思いますが、そういう部分で、その給付制度という確認をしながら給付をしていくという制度が導入されるというものでございます。その基準となる部分、運営の基準、あるいは設置の基準というような部分について、市町村の条例で定めるというようなことになってございます。

それから、その基準につきまして、4 ページの下の欄でございまして、市町村で定める運営基準の策定という部分について、国の基準がこれまでもあったわけですが、厚生省令あるいは内閣府令等による国の基準に従うべきという部分と、それを参酌すべきという基準に整理されてございまして、主要な部分については、この表に記載してございまして、家庭的保育事業等の部分では、従うべき基準という部分では、その従事する者の人数等については、その国の基準に従うべきというようになっております。その他に、児童の処遇の確保や、秘密の保持等でございます。それ以外の部分については、参酌すべきというようになってございまして、特定教育・保育施設の部分につきましては、従うべき基準同様に、利用定員あるいは処遇の確保、秘密の保持というような部分等については、内閣府令の基準に従うべきというようになってございまして、放課後の部分につきましては、職員に関する部分について、厚生省令に従うべきというような部分になってございます。

5 ページをお開きいただきたいと思いますが、

条例の概要でございまして、葛巻町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準でございまして、議案第 50 号に係る部分でございまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育事業等の部分について規定されているものでございまして、

葛巻町特定教育・保育施設の部分につきましては、給付の対象の確認、給付費の支払い等の部分についての規定がされておるものでございまして、葛巻町放課後児童健全育成事業という部分、議案第 52 号に係る分について、生活の場の提供というような部分での条例での国の基準を踏まえての条例となったものでございまして、

右側に、制定の状況という欄がございまして、国が定める基準に準拠してございますというように、すべて記載してございまして、現在、この条例においては省令等が示す基準をもって、すべての分で規定しているという内容になってございまして、特段、それを上回るという部分には、現時点での規定はされていないという内容になってございまして、

それでは、27 ページをお開きいただきたいと思いますが、

目次がございまして、総則の部分から、それぞれ条の割り振りがされてございまして、総則の部分では、趣旨、基準等が記載されてございまして、それぞれの章に分けて、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となつてございまして、最後には 6 章の雑則というような組み立ての条例となつておるものでございまして、

44 ページをお開きいただきたいと思いますが、

附則でございまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律の施行の日からというような施行期日を設定してございます。これは、消費税法の導入を受けて、27年4月1日での施行というものが想定されておるものでございまして、その法の施行に併せた施行日となっておりますのでございます。

45 ページに提出理由がございまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めようとするものであるというものでございます。

46 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号に係る部分でございまして、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございまして、

概要につきましては先ほど申し上げましたが、条例で規定してございまして、総則からはじまりまして、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第2章でございまして、第3章が、特定地域型保育事業の運営に関する基準、それから、第4章は、雑則というようになってございまして、

64 ページに附則がございまして、これにつきましては、子ども・子育て支援法の施行日となっておりますのでございまして、先ほどと同様に消費税法の一部改正に関する法律にその基がございまして、政令に定める日ということになってございまして、27年4月1日の予定というようになっておるものでございます。

65 ページの提出理由でございまして、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めようとするものでございまして、

66 ページをお開きいただきたいと思います。

葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございまして、条例内容の部分につきましては先ほど申し上げましたのですが、71 ページに附則についての施行日がございまして、これにつきましても、関連法の施行日と併せておるものでございまして、27年4月1日を予定しているというものでございまして、

提出理由ですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めようとするものであるというものでございまして、

以上、3条例につきましても提案理由の説明を終わらせていただきます。

72 ページをお開きいただきたいと思います。併せて、議案資料の6ページもお願いいたします。

議案第53号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございまして、

資料の後半の方に、産科医療補償制度についての説明がございまして、分娩での障がいに対しての補償というような部分での制度でございまして、この部分の掛金が改正になったというものでございまして、改正の趣旨ですが、見直しに伴いまして、金額を見直そうというものでございまして、2の改正概要の部分でございまして、改正前は、産科医療補償制度の掛金が30,000円、出産育児一時金の支給額が390,000円、合わせて420,000円となっておりますのでございまして、これが、掛金が16,000円に変更になっ

たものでございます。それで、出産育児一時金の支給額を404,000円としまして、総支給額で420,000円という変更のない形への支給の変更、額については変更がないというような改正内容となっております。

72ページ、議案集にお戻りいただきまして、第5条の出産育児一時金の390,000円を404,000円に変更するというものでございます。

附則ですが、この条例は27年1月1日から施行する。

それから、経過措置につきましては、施行日前に出産した被保険者については、なお従前の例によるという内容でございます。

提案理由でございますが、健康保険法施行令の改正により、所要の整備をしようとするものでございます。

次のページ、議案資料は7ページでございます。

議案第54号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関し議決を求めるものでございます。

契約の目的は、へき地患者輸送車の取得でございます。

マイクロバス、ディーゼルエンジンの29人乗り、1台、契約金額8,154,000円で取得しようとするものでございまして、契約の相手方は、岩手日野自動車株式会社様でございます。

資料に記載してございますが、車両の仕様は、日野リエッセロングボディとなっております。29人乗りマイクロバス、寒冷地仕様。主な仕様は、バックモニター、スライドドア、電動補助ステップ等でございます。

納入期日は、平成27年3月28日となっております。提案理由ですが、へき地患者輸送車を購入しようとするものでございます。

以上、議案につきましてご説明申し上げます。ご協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

次に、病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

お疲れ様でございます。

議案第48号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、給与費の実績見込みによる減額と経費の増額によるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正です。収入、第1款、病院医業収益、第3項、特別利益に399,000円増額し、967,134,000円にするものでございます。

支出ですが、第1款、病院医業費用、第1項、医業費用8,411,000円減額、第3項、特別損失3,161,000円減額し、1,386,953,000円にするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、職員給与費

17,853,000円減額し、538,466,000円にするものでございます。

第4条、たな卸資産購入限度額を130,981,000円に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入ですが、1款、病院事業収益、3項、特別利益、2目、過年度損益修正益でござい
ますけれども、399,000円の増額で、内容は休日手当の当番医の負担金でござい
ます。

3ページですけれども、支出ですが、1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、
給与費の補正予定額は17,853,000円の減額で、内容は、手当などの減額、賃金の増額
となります。

次のページをお願いいたします。

3目、経費の補正予定額は9,442,000円の増額で、内容は、修繕料、諸会費等の増額
と委託料の減額によるものでございます。

内容といたしましては、修繕料といたしまして、電子カルテシステムのバージョンア
ップによるXP対応から7にするものでございまして、8,167,000円の増額となっ
ておりますし、委託料につきましては、小児科診察業務の減額が主なものとなって
おります。

次に、5ページですけれども、3項の特別損失ですが、2目、過年度損益修正損の補正
予定額は1,013,000円の増額で、内容は、診療報酬査定減でござい
ます。3目、その他特別損失の補正予定額は4,174,000円の減額で、内容は、賞与引当金繰入でござい
ます。

以上で、説明を終わりますけれども、6ページのキャッシュフロー計算書以下につ
きましては、お目通しいただき、よろしくご審議願います。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第43号から議案第54号までの12議案につ
いては、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審
査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第43号から議案第54号ま
での12議案について、今会議中に審査を終え、12月11日の最終本会議で、委員長の
報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第54号までの12議案については、12月11日の
最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

ここで、11時25分まで休憩します。

（休憩時刻 11時14分）

（再開時刻 11時25分）

議長（中崎和久君）

ただいまから、会議を再開します。

日程第21、一般質問を行います。

今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、1番、山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

山崎でございます。

私の方からは、質問を1件させていただきます。よろしくお尋ねをいたします。

質問は、農業振興の取り組みについてでございます。

町では、葛巻町総合計画の基に、持続可能な地域社会実現のため、その基礎を計画的に整備するとともに、町を取り巻く急速な社会環境の変化にも対応すべく、町民の皆様の見解も取り入れ、農林業の振興をはじめとする様々な施策を推進し、平成23年には過疎地域自立活性化優良事表彰を受賞するなど、町の将来像であります地域の資源を宝に変えて幸せを実感できる高原文化の町実現に向け、着実に進んでいるものと認識をしております。そしてまた、依然として地域を取り巻く環境は少子高齢化の進行など、厳しい状況が続いております。そこで、農業振興の取り組みについて、3点質問をいたします。

1点目は、遊休農地解消取り組みの実績についてでございます。

農家の高齢化及び後継者不足による遊休農地の発生対策として、町では、遊休農地解消対策資源循環推進事業によりまして耕作放棄地リストに掲載されている農地や、今後、遊休農地となると見込まれる農地への菜種の作付けに対して助成を行って、遊休農地の解消に努めており、この推進事業により一定の遊休農地解消は図られているものと認識をしております。

一方では、機械力の導入も困難な傾斜地や狭小な農地も散見されるわけでございます。遊休農地解消取り組みによる解消実績につきまして、はじめにお尋ねをいたします。

2点目は、畜産農家、園芸農家の後継者育成の状況についてでございます。

町では、担い手育成確保のため、農地の利用集積、後継者や新規就農者の育成を積極的に進めているわけですが、畜産農家、園芸農家の後継者の育成の状況につきまして、今後の見通しも含め、お尋ねをいたします。

3点目でございますが、遊休農地を活用した農業振興の方策につきまして、お尋ねいたします。

町では、葛巻町内で営農する農業者及び一般法人を補助対象事業者としまして、遊休農地解消対策資源循環推進事業を進めているわけですが、今後も見込まれる狭小な遊休農地、傾斜の強い遊休農地の解消など、今後の遊休農地を活用した農業振興の方策について、お尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に対し、お答えを申し上げます。

1件目の、農業振興の取り組みについてお答えをいたします。

まず、1点目の、遊休農地解消取り組みの実績はどのようになっているかというご質問であります。

本町の耕作放棄地の状況であります。全国の傾向と同様に農業従事者の高齢化、あるいは後継者不足等により、増大が懸念される中、平成25年度末現在の遊休農地面積は46.8ヘクタールであります。農地面積全体に占める割合は1.1パーセントとなっております。平成22年に実施されました農林業センサスの全国平均8.6パーセント、岩手県平均4.5パーセントと比較をいたしますと、非常に低い数値となっております。

本町では、約20年前に、連鎖的な耕作放棄地の発生が顕著となってきたことから、町内の全農家を対象に意向調査を行ったところであり、当時、過去1年以上耕作が行われていない農地は105ヘクタール、農地面積全体の2.5パーセントでありました。

この結果を受け、平成12年度に農業委員会事務局に農地利用集積促進員1名を配置し、出し手農家と受け手農家との調整を推進するとともに、農地パトロール等で新たに見つかった遊休農地の仲介など、できるだけ早い段階で担い手農家への貸し付けが行われるよう努めてきたところであります。

この直近5年間の平均実績は、取扱件数が年68件、取扱面積が年71.4ヘクタールであり、遊休農地の発生防止の一翼を担っているところであります。

現在、本町で遊休農地となっている農地は、区画が小さい、あるいは山あいには散在する傾斜地、それから、トラクターなどの大型機械での作業が困難であるなどの利用集積が難しい場所がほとんどであります。その中でも平坦で一定の面積を有する好条件の農地631.3ヘクタールにつきましては、酪農家を中心とする担い手農家へ集積が進み、牧草やデントコーンなど飼料作物の作付けで、当町の自給率向上の一翼を担っており、平成21年度における粗飼料自給率は91.3パーセントという状況であります。

その他にも、平成15年度には、遊休農地解消活動の実効性を図るため、遊休農地確認図面を作成し、実態把握に努めるとともに、国道、県道沿いに啓発看板を設置するなど、PR活動も積極的に展開をしてきたほか、平成16年度には、遊休農地解消モデル展示圃を設置し、農業委員による蕎麦や菜種の作付けを行っております。

また、平成20年度には、国庫補助事業の担い手アクションサポート事業を活用して、葛巻幼稚園の園児を対象に、孫の手も借り隊事業、平成21年度からは葛巻保育園によ

る、輝くふるさと後継ぎ隊事業を展開し、遊休農地を活用した幼児期の農業体験や食育にも取り組んできたところでもあります。

さらに、平成23年度からは、国の経営所得安定対策の補助事業等を活用するとともに、町単独でも補助しながら利用集積が難しい遊休農地の解消と、循環型農業の推進、さらには集落の景観の維持等を目的に、遊休農地へ菜種の作付けを奨励してきたところであり、作付面積といたしましては、平成25年度、0.8ヘクタールであったものではありますが、今年度は3.5ヘクタールとなっております。

各種団体等の活動事例といたしましては、JA新しいわて青年部が、国道沿いの耕作放棄地に花を植え、景観づくりによる町のイメージアップに取り組んだほか、星野農家組合では、平成15年から耕作放棄地1.5ヘクタールに無農薬大豆や蕎麦などを作付けし、こだわりの生産、加工で安心安全をPRする活動を実施、あなたの家庭菜園づくりお助け隊事業では、0.5アールを一区画500円で貸し出すなど、解消面積は、僅かずつではありますが実績を挙げているところであります。

これらを主体的に取り組んできた当町の農業委員会は、平成25年5月、全国農業会議所・全国農業新聞主催の耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業において、長期にわたる地道で特色ある活動が評価され、農林水産大臣賞を受賞したことは、今後さらなる取り組みの励みになるものであります。長年こうした取り組み、そして、このような実績、そしてまた、最高位の賞を受賞できましたこと、このことは、町としても大変大きな誇りといたしておるところであります。

現在、当町の耕作放棄地は、農地全体の1.1パーセントほどではありますが、そのうち約9割は1区画50アール以下の小さな圃場が散在しており、利用集積が難しい農地が多数を占めていることから、岩手県知事の認可を受け、農地取得後の経営面積が50アール以上とされている要件を10アール以上に緩和し、耕作面積の小さい農家や、新たに農地を求める新規就農者等が容易に農地を取得できる環境をつくったところであります。農地流動化、耕作放棄地解消を促進していければ、そのように思っておるところであります。

町では、これまで循環型農業の取り組みをさらに1歩前進させるために、使用済みの菜種油を含めた食用廃油の回収を行い、その廃油をバイオディーゼル燃料として利用する取り組みを試験的に進めているところであります。今年度の実績等も踏まえながら、今後も耕作放棄地の発生防止、遊休農地の解消対策と併せて、資源循環型の農業の推進に取り組んでいく考えであります。

次に、2点目の、畜産農家、園芸農家の後継者育成の状況はどのようになっているかのご質問であります。

5年ごとに実施される農林業センサスのデータによりますと、国内の農家戸数は就業者の高齢化等により、平成12年に2,340,000戸あった農家は年々減少を続け、平成22年には1,630,000戸と約3割も減少しておるものであります。

当町におきましても、平成12年に987戸あった農家が、平成22年には560戸と10年間で427戸、4割を超える減少となっております。その減少率は国を大幅に上回るペースとなっております。

このような状況の中、町では、後継者確保のための後継者が希望を持って農業に取り組める環境をつくっていくために様々な支援、対策に取り組んできたところではありますが、農家戸数、生産量とも減少傾向にあり、歯止めがかかっていないのが現状であります。

特に、町の基幹産業である酪農については、120年以上の歴史と特色ある取り組みで東北一の酪農の町として築き上げてきたものを持続、発展させていくことが重要であるとの思いから、平成25年度に新葛巻型酪農構想策定のためのプロジェクトチームを立ち上げ、50年先、100年先を見据えた農業、酪農振興の指針となる構想を年度末までに取りまとめる作業を現在進めているところであり、当該構想の実現に向け、今後、各種施策を積極的に展開していく考えであります。

また、園芸農家や酪農以外の畜産農家に対しましても、国、県の補助事業等を活用しながら、効率的な経営と担い手の確保に向けた支援の充実を図るとともに、農業の担い手組織である町認定農業者協議会、青年酪農家で組織するCOWボーイズなどの各種団体の活動に対しても引き続き支援を行いながら、担い手である後継者の育成に努めてまいる考えであります。

3点目に、遊休農地を活用した農業振興の方策をどのように考えているかということでもあります。

国では、農業の競争力を強化し、持続可能なものにするため、担い手等への農地の集約を行う農地中間管理事業を新たに創設をし、その推進を図るため、都道府県単位で農地中間管理機構を新たに整備したところでもあります。

この農地中間管理機構は、意欲ある担い手に農地を集約するため、農地集積バンクの役割を担い、岩手県では当該事業の創設に伴い、公益社団法人岩手県農業公社を農地中間管理機構に指定するとともに、当該事業を円滑に推進していくために、農家や農地の調整役を担う農地コーディネーターが新たに設置をされたところでもあります。

農地コーディネーターは、地域の実情にあったきめ細やかな取り組みで、農地の出し手、受け手の掘り起こしなどを主体的に活動するものであり、八幡平市、岩手町、そして、本町を担当する農地コーディネーターは、本町出身者であります。地域事情を把握していただいておりますので、緊密な連携のもと、事業規模拡大を希望する意欲ある担い手に農地が集積されるよう進めていく考えであります。

また、借り手がなく、すぐに集積できない農地等が今後も出てくることが予想されますので、このような農地につきましては、引き続き、菜種の作付けなどを推進し、耕作ができる農地として維持しながら、遊休農地とならないよう貸借の調整を図っていく考えでありますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

まず、後継者育成の取り組みにつきまして、再質問いたします。

この数年の農村地区の過疎化、高齢化、混住化等の進行は集落機能の低下をもたらしまして、地域の協働活動によって支えられてきました多面的機能発揮は、町においても困難を増しておると認識しております。農用地や水路、農道の地域資源の保全管理も担い手農家の負担増加が心配される状況ではないかと思えます。

このような地域の困難に対する制度としまして、農業者を中心として地域住民の多様な主体が参加して、農業、農村の有する多面的機能が今後も維持管理され、そして、それが担い手農家を後押しするものとして、国の多面的機能支払交付金制度があるわけですが、この制度の中の農地維持支払は今年度創設をされました。

農業の担い手に集中する農地の法面の草刈りや水路の泥上げ、農道路面維持等の多面的機能管理を地域で支える活動を支援するものであります。また、同時に組み替え、名称変更になりました制度に、資源向上支払の制度があります。これは、地域資源の質的向上、水路、農道、ため池の軽微な補修や植栽による景観形成などの活動を支援するものであるわけですが、この制度は葛巻の現状に照らしますと、町の農業振興を後押しする制度のひとつと思えます。また、農用地の機能を高めることは、防災上にも寄与するものと考えます。

現在、町内において、この制度を活用している地域は3地域あるわけですが、農業者の担い手育成、新規就農者育成のために、町内の地域ごとの実状も踏まえ、町においても、この制度を後押しする取り組みも必要と思えますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今、ご質問いただきました、多面的機能支払の関係ですが、これは、今年度から日本型直接支払ということで、国で新しく起こした制度という形になってございます。

内容としては、この日本型直接支払の中に多面的機能支払、それから、これまで実施されてきました中山間地域等直接支払、それから、環境保全型農業直接支払、これらは、これまでもあったものの組み替えのものですが、こういった制度がございまして。

それで、その中で、当町で実施されている取り組みというのは、多面的機能支払につきましては今年度から小田地区と、それから、星野の馬場地区で組織していただきまして、主に水路等の泥上げとか、そういった関係の部分の管理をしながら取り組んでいただく形の取り組みを進めていただいております。

それから、今の段階で相談等がございまして、名前端の地区で、同じように、そういった水路等の管理や農道等の草刈り、そういったことをしたいということで、この分については相談段階で、来年度から動き始めるかなというようなことでの活動になっていまして、それから、中山間の方の関係は、現在が第3期対策ということで、これは平成12年度から進められてきている制度でございまして、そういった同じような活動内容になるのですが、20件ほどの取り組みが実施されておりますので、そういった部分

で、今後も引き続き、地域でそういう体制が整って活動ができるような部分については支援しながら、こういった事業の導入を進めていきたい、そのように考えてございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

それでは、次に、遊休農地解消の取り組みについて、再質問をいたします。

農地の状況、その形状や面積の狭さ、土地の傾斜などによりましては、先ほどご答弁いただいたとおり、解消取り組みについては難しい面もあるのではないかと。そこで、この土地の状況に応じた対応も必要になってくるはずでございます。

町内に散在する、このような狭小な遊休農地は、土地を総合的に管理し、町内外の人が利用できる方策も必要ではないかと考えます。特に、町外の方は休日に滞在型家庭菜園として利用することも考えられます。この場合、利用者に町のイベントに招待、あるいは入浴施設利用の優遇等、土地に付加価値を付けて貸し出す方法もあるのではないかと考えます。

また、農業初心者をサポートする土地所有者や指導員、相談員の利用など、こういった借り手の継続化を図り、町外から継続的に来てもらい、昼間だけでも町の人口が増える、農業に興味を持ってもらう、このようなことができれば、将来の後継者育成に結びつく可能性もあると考えます。

地域の小さな資源にも付加価値を付けることで、宝のひとつになると思います。町では、将来を見通し、資源を宝に変えてまいりました。そして、現在も取り組んでいるわけです。これからも、そうであると私は認識をしております。このような土地の状況に応じた対応も必要と思いますが、どのようにお考えするのか、お尋ねいたします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

遊休農地対策の中で、今後の考え方というような形だったと思いますが、実際に遊休農地になる場合は、今、議員お話されたとおり、傾斜が強かったり、それから、面積が小さい農地、そういったところが大きいわけです。それで経営を辞めたり、そういった形の農家が出てきた場合には、現在は、主に酪農家等を中心に集積を図るような形で進めてきてございまして、今回のコーディネーターの事業等の動きでもそのようなのですが、現在、その農地を借りたいという農家は、今回の中間管理事業の関係で37件の希望がございまして、その面積は149.83ヘクタールほどですので、150ヘクタールくらい使いたいという農家の方々があるわけです。それに対して、今年度の実績ですが、貸したいという農家は4件ほどございまして、9.5ヘクタールを農業委員会さんの方が中心になって調整して、貸し付けされたような形になってございまして。

小さいところにつきましては、なかなか機械化、そういった関係の部分難しい部分もございますので、どうしても借り手がない形になります。そういった部分は、今の取り組みとしては、貸し農園的なところで、遊休農地を活用した取り組みとして町でやっている、あなたの家庭菜園お助けし隊事業ということで8.5ヘクタール、これは、平成19年から取り組みを進めてきている事業なのですが、0.5アールほど農家に貸し付ける、そういった取り組みもやってきているところですが、実は、今年度、これまで8区画だったのを14区画に拡大して募集したところですが、2区画ほどと希望が少し足りなかったというような状況もありますので、そういった活用方法等もあるかとは思いますが、

ですが、今のところ、やはり基本は町の酪農、それから、園芸作物等に作付けしていく方向で考えて、進めていきたいということですし、それから、どうしても、すぐ見つからないような場合には、先ほども町長の方からご答弁申し上げましたとおり、菜種等を作付けして、その維持をしながら調整を図っていく、そういった形で考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

町には、多くの価値が存在をいたします。その様々な価値には、その価値に対応する制度があるわけで、その制度があって、その価値を生かしているわけでございます。このような制度がなければ、価値に対応する制度をつくり、今ある制度を連携をさせる。国の制度や町の制度、町で取り組んでいる定住促進の先進的取り組み等々、様々な制度を連携させることで、取り組む体制の充実がさらに図られるものと考えます。

地域でできることは地域で行いつつも、農業の担い手に集中してくる水路や農道管理の負担の軽減、農地や水路、農道の質的向上、景観形成、また、遊休農地の様々な状況に応じた解消の取り組みは、人口減少対策にも活用できるのではないかと。交流から移住、そして定住の推進へと、引き続き、柔軟で、自主的で、総合的な対応が必要と思っておりますが、どのようにお考えか、副町長にお伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

遊休農地を活用しての交流、あるいは移住、定住にどう結びつけていくかというご質問であると思っております。

先ほど、町長からも遊休農地の活用、これまでの農業委員会、あるいは自治会等でも蕎麦、あるいは菜種の作付け等を進めていただいてまいったところでもありますし、併せまして、ご意見等におきましても、お助け隊といいますか、あとつぎ隊等々の事業、あ

るいは、町の方でも菜園農園、家庭農園、そういう事業等も進めながら農業の振興の面から、ひとつは取り組んできたということであり、また、人口減少等々に対応しての空き家、あるいは耕作放棄地の解消に向けて、20年度から、そういう取り組みとしては空き家、さらには土地取得に対する助成等、これも地域の資源を有効に活用しながら、そういう対策に結びつけてきたところでもあります。

そういう中で、大きい方向性については、町長あるいは担当課長の方からも先ほど申し上げたとおり、畜産の対策部分としての解消も図っていくという方向で進めているわけですが、そういう遊休農地の解消対策といたしましては、どうしても、すぐ、そういったようなところへの誘導といいますか、なかなか難しい部分もあろうかと思っております。

そういう事例の中では、今、第3セクター等で、特にもくずまき高原牧場等では、年間300,000人、その中で、体験事業で30,000人の方々が体験をしていただいているということであり、それから、ワイン工場におきましても、山ぶんどクラブ、そういう中に、剪定から収穫までということで、年3、4回、葛巻の方に町外からおいでになっていただく仕組みがしっかり確立されてきているということでもありますので、このような取り組みとも連携しながら、今後、そういう小規模の集落での解消対策にも連携しながら、結びつけていくことがひとつであろうと、そのように思っております。

そういう受入れにつきましては、特にも地域の協力といいますか、そこが本当に大事であろうと、そのように思っておりますし、地域の貸し付けの管理者の立場から、その支援をしていただく、あるいは、そういう地域の方々のこれまで培ってきたノウハウといいますか、技術、そういったようなものを提供していただきながら、そして、交流しながら、そういう関係の中に新たな交流、そして、先ほどもお話ししておりましたが、町内の事業等にも参加していただけるような形等々も、それから生まれてくるものであろうと、このようにも考えるものであります。

そういう中に、今後の考え方といたしましても、遊休農地も当然そういう対策で進めなければならないわけではありますが、さらに各分野において多角的な観点から、そういう交流事業を併せて進めていきながら、そういう対策に結びつけてまいりたいと、このように考えているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

1番（山崎邦廣君）

以上で、私の質問を終わります。

議長（中崎和久君）

ここで、1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時02分）

(再開時刻 13時30分)

議長 (中崎和久君)

ただいまから、会議を再開します。
一般質問を続けます。
3番、柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

私からは、次の2項目について、質問をいたします。
最初に、今後の町財政運営の見通し等について伺います。

私たちが家庭で暮らしていくためには、一定の収入がなければ、安定した生活が成り立たないことは言うまでもありません。これと同じように、町が安定した町民の暮らしを守り、福祉や教育など各種行政サービスを行うためには、一定の収入財源が必要となります。

町の収入財源は、本来、町民税や固定資産税などの税金で賄うのが原則ですが、企業や人口が大都市に偏在している現状では、町では必要な財源確保ができない実態にあります。このため、国では、税収が不足する県や市町村に対しては必要な財源を交付し、どこに住んでいても一定の行政水準が維持できるようにするため、地方交付税制度を設けております。

その仕組みは、国税の一定割合を地方交付税として県や市町村の財源不足に応じ配分し、地方自治体間の財政力格差を解消する財源調整機能と標準的な行政サービスを提供する財源保障機能を持ち合わせております。

当町の財政は、企業が少なく、高齢化の進行や人口減少も著しく、町税等の自主財源が少ないため、その財政力指数は0.14と県内市町村でも低いランクの状況となっております。財政力指数が低いということは、地方交付税算定上、市町村が必要とする標準的な経費、いわゆる基準財政需要額でございしますが、これに対し、収入額、これは基準財政収入額が少なく、財源不足のギャップが大きくなることから、地方交付税が多く交付される仕組みとなっております。

また、地方交付税の国税の一定割合ですが、所得税と酒税の32パーセント、法人税の34パーセント、消費税の29.5パーセント、たばこ税の25パーセントが原資となり配分されております。このため、例えば消費税の引き上げがあれば、連動して地方交付税も多く交付される仕組みとなっております。一方、景気低迷等による税収不足に陥ると、逆に地方交付税の減につながり、原資不足となることから、その代替措置として臨時財政対策債が発行され、地方交付税の役割を果たすこととなります。

このような実態から、当町の25年度歳入では、地方交付税の占める割合は、決算額で53.2パーセント、額で3,185,990,000円の構造でなっております。地方交付税なくして町の財政運営はできない実態となっております。地方交付税には、普通交付税、これは総額94パーセントが充当でございします。これと、災害時などに交付される特別交付税、総額の6パーセントの2種類があります。23年度からの3年間の普通交付税は

31 億円台で推移しております。微増の推移となっておりますが、向こう3カ年間の地方交付税、特に普通交付税はどのような見通しを立てているでしょうか。

二つ目には、歳入構造の根幹となる町税をはじめとした自主財源は、極めて大切な財源となりますが、その確保対策はどのように考えているでしょうか。

次に、主要4基金ですが、積立額が多い順の、まず、公共施設等整備基金ですが、平成21年度の積み立て開始から25年度の5年間で、実に22億円の積み立てになっております。財政基盤がぜい弱な町で、しかも、景気低迷時にもかかわらず、短期間に、この額の積み立てには驚きです。ただ、はっきりした使途理由も示されないままの積み立てには、町民への説明責任が果たせなく、戸惑いや不満もあります。

地域づくりの振興基金では、この5年間で570,000,000円の増となり、770,000,000円の積み立てです。財政調整基金では、この5年間で約1億円の増となり、720,000,000円の積み立てとなっております。町債減債基金では、5年間で約2億円の増となり510,000,000円の積み立てとなっております。

この積立数字はもちろん確最高額の記録となっております。この基金積立状況だけを見ますと、一見、町財政が豊かと映り、財政ひっ迫などの認識が薄れてくるのではないのでしょうか。

このような財政事情については、特に町当局では日ごろから町民や議会に対し、より丁寧な分かりやすい説明が必要と思われます。この主要4基金に、5年間で実に3,380,000,000円の積立実績状況から、財政力指数を除く財政指標は、軒並み好転している実態にありますが、今後、主要4基金に係る積み立てと取り崩しのバランスはどのような見通しで基金管理を行う予定なのか、お尋ねをいたします。

次に、一般会計から国保会計と病院会計に対し、赤字予防対策として、25年度決算で保険財政自立対策繰入金68,000,000円、病院では経営安定対策費50,000,000円をそれぞれ繰り出しております。両会計とも、この繰り入れがなければ赤字決算に転落の状況となりますが、今後、両会計に対する繰り出しの考えをお示ししたいと思っております。

次に、普通建設事業費ですが、ここ3年間は微増の傾向にあります。予算では10パーセント前半の構成比となっております。事業費の多寡によって左右される問題ですが、町で発注する普通建設事業費の果たす町内経済効果の認識はどのようにお持ちでしょうか。また、普通建設事業量の向こう3カ年の見通しを伺います。

次に、27年度予算編成につきましては、これから本格化すると思われませんが、当初予算の規模と目玉となるような新規主要施策をお知らせください。

また、町財政運営に当たって、特に心がけていることや留意している事項、町民の方々に理解、協力していただきたい事項について、お答えをいただきたいと思っております。

次に、職員の59歳勤奨一斉退職のあり方について伺います。

一般職員の59歳一斉勤奨退職の是正につきましては、これまでも数回この議場で質問し、改善を求めていることは、町当局でも十分承知のことと思っております。

葛巻町には、地方公務員法に基づく、職員の定年等に関する条例があり、その定年は60歳と定められているにも関わらず、平成16年度から三位一体改革での町行財政改革

や合併の当面自立等の財政強化理由を掲げ、人件費削減を目的とした、職員の59歳一斉勸奨退職により、59歳で退職せざるを得ない現実がまだ続いております。つまり、長年勤めた役場を、条例で決めている定年の60歳ではなく、1年早い59歳で、勸奨という名目のもとに一斉に早期退職しているということでもあります。なぜ同じ地方公務員でありながら、葛巻町の職員だけが1年早い退職を強いられなければならないかという不可解な思いがあります。職員にとっても当然、生涯の生活設計というものがあると思います。勤め上げ、残す最後のゴール1年のところで生活設計に重大な支障を来たす行為でもあります。退職した59歳から年金支給開始年齢まで数年間にわたり無収入の厳しい期間の待ち受けが現実に発生します。

国家公務員は、年金支給開始年齢65歳の引き上げに併せて、60歳定年の場合、65歳まで無収入の期間が発生することから、定年を段階的に65歳まで引き上げる法律改正が予定されています。国家公務員の65歳定年制導入が確実視する中で、地方公務の65歳定年も実現することが目に見えております。民間企業では既に65歳までの雇用確保を法律で義務付けております。

このような労働環境の中、現行の59歳勸奨による一斉退職から、職員の定年等に関する条例規定による60歳定年退職に移行するよう、来年度からでも職員の基本労働条件を改善すべき時期と考えますが、いかがでしょうか。

町当局では、この件について、平成24年9月議会一般質問の答弁で、国の動向を見ながら前向きに判断し、無年金、無収入期間を生じさせない人事管理の対応策を行うとしております。

なお、職員の中で自己都合等による中途退職も予測されますので、現行の勸奨退職制度はそのまま継続することとし、59歳での勸奨一斉退職の改善を求めている質問趣旨であることを強くお伝えしておきます。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に対して、答弁をさせていただきます。

1件目の、今後の町財政運営の見通し等について、お答えをいたします。

まず、1点目の、向こう3カ年の地方交付税の見通しについてであります。

国の平成27年度予算の概算要求においては、総務省は、厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保できるよう目指すとの方針を示しております。

また、国は地方の創生と人口減少対策を喫緊の課題と位置づけ、地方自治体が自主性、主体性を最大限に発揮できるよう地方財政措置を検討するとされており、当面は地方交付税の大幅な減額は見込まれないものと推測されるものであります。

一方で、国、地方を合わせた債務残高は、平成26年度末に1,010兆円を超える見通

しでありまして、国は財政健全化に向けた財政収支の改善に取り組むため、平成 25 年 8 月に閣議了解した中期財政計画において、地方財政は、経済再生に合わせてリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があります。歳入、歳出両面における改革を進めるとしているところであります。

このことを踏まえれば、今後、地方交付税の別枠加算の縮減、廃止等の見直し、さらには、算定基礎となる人口の減少、あるいは、景気回復に伴う地方税の増収、来年度予定される地方公務員の給与の見直し等が交付額の減額の要因となるほか、消費税の増税が延期されることに伴い、社会保障費財源の確保が難しくなる影響なども、減額の要因として危惧されるものであります。

次に、2 点目の、歳入の柱となる町税をはじめとした自主財源確保対策についてであります。

自主財源の半数近くを占める町税のうち普通税における徴収率の推移を見ますと、平成 20 年度は 90.2 パーセントでありましたが、平成 25 年度には 92.8 パーセントと改善しており、町民の皆様のご理解とご協力に感謝をいたしておるところであります。

また、副町長を本部長として、課長級の職員等で構成する特別徴収対策本部の体制強化、岩手県滞納整理機構との連携などの成果も表れているものと認識をいたしておるところであります。今後も、貴重な税収の確実な確保に向けた対策を講じるとともに、徴収率の向上に引き続き全力で取り組んでまいります。

手数料、使用料等につきましては、応分負担の原則に基づき、必要に応じて料金の改定を実施するとともに、消費税が 10 パーセントに増税される時期には、改めて総点検を実施し、財源の確保に努めてまいりたいというように考えております。

さらには、ふるさと納税、あるいは、ふるさと基金制度を積極的に周知をし、町内外から多くの支援者を募り、畜産、林業、エネルギーを中心とした地域振興施策の財源として有効に活用していくとともに、普通財産の土地などの売却についても積極的に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3 点目の、主要 4 基金への積み立て及び取り崩しについてであります。

基金につきましては、平成 19 年度以降着実に積み増しを重ねてきており、平成 25 年度末における全基金の合計額は、約 4,434,000,000 円でありまして、10 年前と比較をいたしますと、7 倍近くに増加をいたしましたものであります。

これは、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間に集中的に取り組んだ行財政改革で、人件費や公債費等の義務的経費を縮減したこと、公共事業の重点化に伴う投資的経費の抑制、内部管理経費の圧縮などを積極的に進めたことによるものであります。財政健全化の成果が大きな要因となっているところであります。

これら基金の積み増しにより、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す財政指標のひとつであります将来負担比率は、平成 24 年度決算で初めてゼロとなったところがあります。平成 25 年度決算におきましても同様の結果となり、過去の状況と比較をし、大幅に改善をされたところではありますが、県内市町村及び類似団体との比較では、決して、それでも突出しているというものではございません。

主要基金は、将来、町が直面するであろう諸課題を解決していくために必要な財源で

あり、特に、人口減少対策、公共施設の老朽化対策は直近の大きな課題であります。これらに対する財政需要は、今後、増大していくことが確実と、そのように予想されるものであります。基金を有効活用しながら、後年度における財政負担の軽減を図るため、一定の残高を堅持していく必要があると、そのように理解をいたしておるものであります。

次に、4点目の、一般会計からの国保会計と病院会計への繰り出しについてであります。

国保会計につきましては、被保険者の減少や医療費の増大等により歳入不足が生じており、これに伴い、一般会計からの繰出金も年々増加し、平成25年度は保険財政自立対策費として68,150,000円を繰り出したところであります。

また、国保会計の財源不足は、当町に限らず全国的な課題となっておるところでありまして、国においても低所得者の保険料に対する財政支援の充実や、財政運営の都道府県単位化の推進について検討されているところであります。

病院会計につきましては、累積欠損金の圧縮を目的に、経営安定化対策費として、平成25年度は50,000,000円を一般会計から繰り出したところであります。

病院経営では、平成20年度に策定した公立病院改革プランに沿い、事業規模の見直し、経費削減、医師確保、医療環境やサービスの向上等、着実な取り組みを進めてきた結果、平成25年度末の累積欠損金は、プラン策定時と比較をいたしまして、340,000,000円ほど減少をしているものであります。

これまでも、特別会計への繰出金につきましては、各会計の状況に応じて一定の基準を設け、その基準の範囲内で運用するように努めてまいったところであり、今後においても、一般会計に大きな負担が生じないよう留意しながら、対応してまいる考えであります。

次に、5点目の、普通建設事業費が果たす町内経済効果の認識と向こう3カ年の見通しについてであります。

国の経済対策が地方まで波及してこない現状を踏まえ、町内経済の活性化のために、相応の普通建設事業の必要性は認識しているところでありますが、建設業界においては、沿岸地域の復興事業、国土強靱化対策の加速化などに伴いまして、資材調達、建設労働者の確保など、今後さらに厳しさを増していくとの見方もあり、普通建設事業による経済効果は不透明感があると思われれます。

このような状況を踏まえて、向こう3カ年の見通しであります。町においては、葛巻病院の新築、町道葛巻田子線、江川簡易水道整備、清掃センター延命化工事、養護老人ホーム整備、江川小学校校舎改築など、公共施設や道路等のインフラ施設の更新、延命化など、大規模な普通建設事業が予定されており、町内の経済効果に寄与するため、工事発注にあたっては、できるだけ町内業者を優先していきたいと考えているところであります。

次に、6点目の、平成27年度一般会計当初予算規模と新規主要施策についてであります。

平成27年度の一般会計当初予算につきましては、総合運動公園多目的グラウンド改

修事業等の継続事業のほか、公共施設や道路等のインフラ施設の更新、延命化対策により普通建設事業費の増加が見込まれることから、予算規模は、今年度の52億円を上回る55億円程度を想定しているところであります。

新規主要施策としましては、現在、予算要求、編成作業中でございますが、新政権の動向も踏まえながら、国が掲げる地方の創生、人口減少対策などに対応した施策について積極的に立案するとともに、平成27年度の町制合併60周年を記念した事業、あるいは新葛巻型酪農構想など、未来へつなぐ事業など、山村のモデルとなる一步先行くまちづくりを、さらに推進することができる施策を盛り込んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、7点目の、財政運営にあたって特に留意している事項についてであります。

本町の財政状況は、公債費関連の歳入、歳出を除いた基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスは、平成16年度以降黒字を確保し、町債残高は減少傾向にあるものの、依然として約8割を地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない財政状況にございます。

財政運営にあたっては、このような状況を踏まえた上で、先例や慣例にとらわれず、創意工夫と新たな視点で事務事業を見直し、町が直面する課題解決に向け、特に重要と考えられる事業には必要な財源を確保する一方で、長年継続している事業については思い切った合理化、効率化を行うなど、これまでも増して徹底したコスト意識のもと、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に留意してまいるところであります。引き続き、身の丈に合った財政運営に努めていく考えであります。

次に、2件目の、現行の職員の59歳勧奨による一斉退職から職員の定年等に関する条例適用による退職への移行について、お答えをいたします。

柴田議員からは、職員の59歳退職勧奨につきまして、これまでも一般質問等を頂戴をいたし、ご答弁申し上げてきたところであり、繰り返しとなる部分もあるかと思いますが、改めて制度の内容や導入経緯等から申し上げさせていただきます。

まず、退職勧奨制度であります。人事管理の適正化を促進することを目的に、昭和59年に制定した退職勧奨実施要領に基づき運用しております。

この要領において、勧奨の対象を年齢45歳以上の者のうち定年による退職日までの期間を1年以上有するもので、人事管理上勧奨を行うことが適当であると認められる常勤の一般職と定められているものであり、基本的には45歳以上の一般職員全員を対象としているものであります。

また、勧奨の方法であります。該当者に書面を交付して行うものとされております。平成16年度から運用上、当該年度に59歳に達する職員に対して、書面の直接交付、58歳以下の職員に対しては、所属長を通じて一括的に行っているところであります。

その経緯としましては、日本経済の低迷を背景に、国は緊縮財政を断行し、地方への影響分として、三位一体改革等の方針を打ち出し、地方交付税の大幅な減額を数年間続けたほか、本町では、市町村合併への対応として当面自立の方向性を打ち出したことで、持続可能な行財政基盤を再構築する必要性に迫られた時期でもあります。

こうした背景から、財政運営上、大幅な歳出削減を断行せざるを得ない状況となり、

当時策定した行政改革大綱に基づき、職員数の削減をはじめとする人件費削減策に取り組んできたところであります。

併せて、新規起債発行額の抑制、有利な国庫補助事業の積極的な導入など、不断の行財政改革の取り組みを積み重ねてきた結果、財政基盤は危機的状況を脱し、起債制限比率をはじめとする各種財政指標も改善され、ここ数年は健全財政の状況が保たれております。

しかしながら、自主財源比率は、県平均を10ポイント以上も下回っている状況であり、県内では下から5番目と厳しい状況にある中で、行政需要は、通常の行政サービスに加え、病院の建て替えや江川簡易水道整備など、公共施設の老朽化対策などを中心に、年々拡大してきております。

こうした中、自立したまちづくりと、必要な行政サービスの提供を今後も続けていくためには、不断の行財政改革の取り組みを継続し、安定した財政基盤を確保していくことが最も重要と考えるものであります。

一方、人事管理の観点から、今年度における職員の年齢層別構成を比較した場合、55歳以上の職員が全体の22.2パーセントを占めているのに対し、54歳以下の5歳刻みでの年齢層平均は10.8パーセントとなっており、55歳以上の職員の比率が突出している状況でもあります。

59歳退職勧奨につきましては、これらの状況を十分に踏まえた中で、判断、実施してきているものであります。ご質問の定年退職への移行につきましては、おっしゃっております趣旨、内容も十分理解もしているものであります。できるだけ早い時期に移行できるよう調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。

まず、財政関係の方からお話をさせていただきたいと思いますが、地方交付税、大幅な減額はない模様というようなことのようにですが、国の方の基本方針は、いつも地方の財政計画に基づいた総額枠を決定しているようでございますが、この中では、なかなか地方から見ると、国では思うような発言がなされていないような感じがするわけです。

その減少傾向になるだろうというような話なのですが、実質、当町の場合は、この3年間を見ても、逆に微増のような、普通交付税の場合も、そのような状況になっているわけです。そういったようなところを見ますと、この予算編成時期になってまいりますと、このような地方交付税がいつも話題になってくるわけですが、いわゆる、この地方交付税は、先ほどは申し上げなかったのですが、本来は地方でいただく税金の分も国の方で一括して徴収したものを、分割して、こちらの方に戻してくるとというのが趣旨なようでございますので、そういったしますと、例えば所得税とか、酒税等の32パーセント、そういったような部分では、この税率が上がらない限りは、なかなか上がってこないの

ではないかと。したがって、たぶん地方6団体等でも、こういったような分については、この税率の引き上げについては、要望しているかと思っておりますが、そういったような部分が、私どもについては、まだ見えてこない部分があります。そういったような情報は、どのような状況になっているのか。いわゆる、このままでいきますと、増えもしない、目減りもしないというような形になるわけですが、もう少し地方の財政を良くするためには、この税減率を見直していかなければダメだと、端的に分かりやすいのは消費税ですね。消費税が、たぶん今回も10パーセント見送りになりますと、その分は増額にならないわけですが、そういったような部分については、どのような見方をしているのか。それから、この税減率を上げる、この各種団体の動向はどのようなになっているのか、その辺のところを、まず、お知らせいただきたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

国の交付税の概算の計画という部分でございますが、大雑把な外枠の話しか情報として、まだ詰まっていない流れでございますので、先ほど議員からお話があったように、それぞれの算定基礎となっている項目の中での部分等はそのとおりだということを考えます。公表されている部分での算定基礎ですと、所得税、酒税、法人税、消費税とも26年度と27年度の比較にあっては、総務省の財政計画上の時点では、増額というような見通しを持っておるといふ数字になってございます。たばこ税まで含めての増というようになってございます。歳出総額での出口ベースでの分の計画となりますと、残念ながら増減額では8,000億円ほどの減となるような算定基礎に、概算ベースではなっているとこのように確認してございます。

団体等の要望の部分につきまして、すみません、資料を今持ち合わせておりませんので、あとで申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

こういったような動き、地方団体等で動いている様子なども、直接、町村会あたりでは動いているかと思っておりますので、そういったような様子も含めて内容をお聞かせいただきたいと思っております。

また、自主財源の確保対策ですが、先ほど町長は徴収率の向上、もちろんそのとおりでございます。それは、そのとおりで大分向上してきておりますので、これ以上落とせないというようなことも認識していただきたいと、このように思っております。

あと、ふるさと納税のことも先ほど答弁いただいておりますが、このふるさと納税も、

実は私は、いつから始めるのかなというように思っていた一人でした。ようやく今月号の町広報でも出てまいりましたし、ホームページの方にも出てまいりました。こういったような、ご寄附いただいた方に特産品を贈呈するというようなことは、非常に大事なことで、この収入確保にもつながりますし、特に、こういったような部分については、最も町長の得意とする分野ではないかと思っておりますけれども、それは、やはり私から言わせれば、いち早く他町村よりも、うちの方では立ち上げて、やはり自己PRにして、特産品の販売やら、ご寄附をいただく、財政も少しでも潤わせたらなということをおもっておりました。

それから、このふるさと納税の中で、二つの部分で特にご寄附をということなのですが、もう少し私はメニューを増やして、その他というのがあれば、もう少し幅広くいただけるのではないかと、このように思っておりますので、今考えている二つ、そういったような部分も生かしながら、さらにもう少し、ふるさと納税の贈呈メニューの方にも付け加えたようなことが考えられないかどうか、その辺あたりについても、お答えをいただければありがたいと思います。以上です。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

税財源の質問の件であります。町村会等におきましては、税財源と申しますか、この三位一体改革で大幅に減額をされた時期がございまして、それに、その部分の早期回復ということではなくて、その不足分を国で配慮していただきたいという要望はしているものであります。

それからまた、税につきましては、一括で国が集め、それを地方に配分するというようなシステムの税源もあるわけではありますが、ただ、これを一括移譲されても、我々のような小さな自治体、それから、所得、あるいは企業、事業所数の少ない、こういった環境下にある町村、岩手県内多いわけでありまして、それでも、その方がむしろ厳しい状況になるかもしれないということで、この件については、町村会としてはあまり強く要望はしていないところであります。

それから、ふるさと納税の件であります。特産品を差し上げるというような形でスタートいたしましたところでありまして、当面、状況を皆さんから見ただきながら、いろいろな手法があると思っておりますので、いろいろなご意見も頂戴しながら、どれにも柔軟に対応してまいりたいと、このように考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

ぜひ、ふるさと納税の制度については、もう少し充実したような形でやって、いただくべきものは頂戴しながら、お返しもそれなりの礼に尽くすというのが基本だと思っておりますので、ひとつ、こういったような面については、よろしく願いをいたしたいと、このように思っております。

それからまた、この増収策というようなことで、例えばミニ公募債による資金調達、そういうようなことは考えたことがあるかどうかというようなことで、例えば、今お話したような葛巻病院の建設資金、こういったようなものに、例えば、町内在住の個人の方を引き受けとした、こういったようなミニ公募債を資金調達として考えられないかというようなことをございます。そのことによって、町内の方々が行政への参画という点からも重要な感じがしますが、そういったような面ではいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ミニ公募債といいますか、これらについても、以前に検討もしたところでありますが、うちの方の場合、特に、その有利な起債を活用している、特に、辺地債の場合は事業主に対して8割の交付税に参入され、それから、過疎債の分については7割、交付税に参入していただける、そういう有利な制度を活用して事業を起こしているわけですが、ミニ公募債の場合は、そういう財源手当、手立てとなるものがございませんので、そういう意味で有利な事業を活用しながらという点では、過疎債等が主流になっているということをご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

この件についても十分中身を検討していただいて、どのような形であればやり繰りがうまくいくかどうか、ぜひご検討をお願いいたしたいと、このように思っております。

それから、先ほど、さらに普通財産の売却というようなお話も出てまいりました。増収策といっても限られておりますので、こういったようなものがメニューになるのかなと思っておりますが、実際に財産は、購入するのは購入しておりますけども、売却の話はなかなか聞かれないわけでございます。そういったような部分での普通財産、26年度に入ってから、こういったような売却の実績があるのか。それから、来年度にこういったような売却の実績が予想されるのか。そういったようなところも具体的に、やはり自主財源の確保といえ、そういったようなことも考えておかなければならないだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（ 鳩岡修君 ）

財産の売却でございますが、25年度、26年度での実績は小屋瀬の認知症のグループホームへの土地についての売却が1件ございます。様々、公共施設の部分について取り壊し等も実施してございますので、そういう部分での土地等の対象になる部分は発生してくるかというように考えてございます。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

3番（ 柴田勇雄君 ）

小屋瀬というようなことで、固有名詞が出てまいりましたけども、不要と思われる物件については、できる限り、このような売却方法が一番、私は処分のしやすい方法ではないかと、あまり売買のケースはないかと思っておりますけども、でも、こういったような部分では、自主財源確保につながってくるものと思われまますので、さらに精査の上、こういったようなものにも、少し取り組みを強化したらいかがでしょうかということを申し上げさせていただきます。

それから、普通建設事業費の関係ですが、これについても前々からお話申し上げておりますが、この町内経済効果も、町外だけの主体の発注になりますと、なかなか町内経済には行き渡らないのではないかと思っておりますので、こういったようなバランスをよく取りながら、町内の業者の方々にも経済効果が行き渡るような方策、施策をぜひ進めていただきたいということでございますので、その点については、いかがでしょうか。

議長（ 中崎和久君 ）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

これまででございますが、建設、道路改良、あるいは、今、江川地区の簡易水道の施設整備事業等々も行っているわけでありまして、その他にも定住住宅建設、あるいは土木等々におきましても、ほとんど町内の業者に発注しているというのが実態でございます。中には、町内の発注した中で、どうしても、技術管理者等々も含めてでございますが、十分対応できかねるといいますか、そういう実態もあったようでございまして、そういう点では、一部、他の業者に発注している部分もございまして、ほとんどが町内の業者に発注しているのが実態でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

次に、基金の関係なのですが、もっと積み立てている町村もあるというようなお話でございしますが、そのような答弁がくるであろうと思っております、実は23年度、24年度の岩手県内町村の決算状況、基金の積み立てを調べさせていただきました。

その積立額については、上限では、葛巻よりもたくさん積み立てている町村は数町村ありますけれども、この短期間に、このように、たくさん積み立てをやっているのは、やはり、うちが一番多い額になっておりますので、そういったような実情もございしますので、先ほども若干申し上げましたとおり、こういったような基金の積み立て、そして、大まかにというようなことではなく、もう少しきめ細かい基金の積み立て、こういったようなもので使うために積み立てをしますよというようなことでの、住民に対する、議会に対する細かい説明も、ぜひ積み立ての際にはおやりになっていただきたいということでございしますので、分かりやすいような基金への積み立て、もう一番積立額が多いわけですから、我々も議決した以上は町民への説明責任というのが出てまいりますので、そういったようなところに、きちっと答えられないような積み立てでは、私は納得できませんので、そういったようなもので、今後、積み立ての際には十分留意をしていただきたいということを申し上げたいわけです。

それから、次に59歳の勸奨退職の関係でございしますが、ああでもない、こうでもないというような理由付けをしておりますけれども、それでも早い時期にというようなことですが、前に答弁している中身では、年金の無収入になる期間をなくすというような答弁もあるわけです。行財政ももちろん大事ではございますけれども、人事管理面で、最後の最後にこういったような部分については、やはり早期に是正する必要があるだろうと私は思います。やはり公務員の場合、一番大事なことは、その公務員間での均衡の関係があります。それで、葛巻だけというような形になってしまいますので、職員管理上も、士気の向上も、こういったような面ではものすごく大事なことであります。そういったようなことから、町長は先ほど早い時期にというような表現をしておりましたが、その早い時期とはいつくらいを指すのか、もう一度ここで確認をさせていただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

これまでも、柴田議員さんから、こういう一般質問等々もいただいていたところでございますが、そういう中で、雇用と年金の接続等々も含めながら、今後、考えていきたいということで、ご答弁もしてきたところであります。

そういう中で、先ほど町長から、できるだけ早くというお答えを申し上げたわけですが、その時期を明確にということでもございしますので、少しお話をさせていただきます。ここ数年、行財政改革の取り組みによりまして、町の財政事情は健全な状況と

いいですか、そういったものを維持できるような状況になってきているところでありま
すし、また、職員の年齢構成等々におきましても、以前よりかなり大きく改善もされて
きている状況もございます。そういう中で、町長からご答弁申し上げましたように、定
年退職の移行でございますが、早期に移行できるように進めたいという答弁をいたしま
したが、時期といたしましては、新年度を考えているものであります。よろしく願い
いたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

今、最後の重要な部分を聞き漏らしましたので、すみませんが、もう一度よろしくお
願いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

そういう中で、移行の時期につきましては、新年度を考えているものでありますので、
ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

次年度というような理解でよろしいですか。分かりました。では、10年間こういっ
たような問題が続いてきておりますので、ぜひ鈴木町長の手で直していただいて、職員
が安心して働けるような職場づくりを目指していただきたいということで、私の質問を
終わります。

議長（中崎和久君）

ここで、2時35分まで休憩します。

（休憩時刻 | 4時26分）

（再開時刻 | 4時35分）

議長（中崎和久君）

ただいまから、会議を再開します。
一般質問を続けます。

7番、山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

それでは、私の方から、通告しております3件について、町当局の考えをお伺いいたします。

1点目ではありますが、持続可能な酪農経営について、町では、昨年9月に町内の酪農家全戸158戸を対象にした酪農家意向調査を実施されました。その結果と、将来を見据えた酪農基盤強化策として、町では500頭規模のメガファームの実現に向けてプロジェクトチームを立ち上げ、先進地視察も実施しています。また、その意向調査の中で、様々な課題も見えてきたと思いますが、課題解決に向けた支援策をどのように考えているのでしょうか。

次に、2点目ではありますが、保育ニーズの充実について伺います。

人口減少問題は、国を挙げての問題であり、また、各自治会の存続にも深い影響を落としています。子どもを安心して産み、育てやすい社会環境の体制づくりが一番と思います。核家族化、あるいは生計していく上でも、出産しても共働きせざるを得ない状況の中で、乳幼児は様々な疾病にかかりやすく、保育園から病院で診察を受けて、軽い症状の場合、また、感染症がない場合、病児、病後児保育の受け入れの対応を伺います。延長保育は、仕事をする方々にとっては大変助かる対応です。子育てしながら働く職業の方々には、早期からの仕事のため、現在、保育園は7時半からの預かりのようですが、勤務先も遠方であるため、余所で預かってもらい、保育園に送り届けてもらっている方もいます。少ないニーズの声かと思いますが、預かり保育の時間を早めに受入れの考えについて伺います。

次に、昨年、老朽化が著しい保育園施設の改修の考えを質問させていただきました。

そのときの答弁は、近い将来、施設規模をコンパクトに、他の公共施設との多目的利用を含め、総合的に検討しながら、前向きに取り組むとの答弁をいただきましたが、対応をどのように考えているのでしょうか。

次に、3点目ではありますが、郷土資料館の整備について伺います。

前郷土資料館が老朽化のため取り壊しになったことにより、現在、郷土資料は小田地区と葛巻小学校の3階に移転しています。来年は、葛巻町が合併60周年の年にあたります。町の先人たちの暮らしなど、将来の子どもたちに伝承すべき数々の生活用具や資料は貴重な宝と思います。現在、町では葛巻病院の建築に向けて事業を進めておりますし、様々な公共施設の改修が待たれている中で、将来的にひとつの郷土資料館としていく考えはないのか、お伺いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に対し、答弁させていただきます。

1件目の、持続可能な酪農経営について、お答えをいたします。

昨年度実施した酪農家意向調査の結果を踏まえた支援策をどのように捉えているのかについてであります。

本町の酪農は、明治25年のホルスタイン種導入から122年の歴史を刻み、乳牛の飼養は東北一を誇るものでありますが、この10年間で、生乳生産量で16.4パーセント、経産牛頭数で15.6パーセント、搾乳農家で32パーセントと、それぞれ減少しており、厳しい経営状況が続いております。

このような状況を踏まえ、町の基幹産業である酪農を維持、発展させていくためには、現状を打破する新たな方向性を見出す必要があるとの認識から、昨年7月に関係機関、団体の専門職員等をチームリーダーとして構成する、新葛巻型酪農構想プロジェクトチームを立ち上げ、多頭経営体の育成やTMRセンター、コントラクター等の作業外部化組織の育成、個別経営体の体質強化等を盛り込む、新たな葛巻型酪農構想づくりに着手したところであります。

このプロジェクトチームは、本年度末までに構想を取りまとめることとしており、これまでに、酪農家の意向調査や、北海道、栃木県の先進地視察、酪農セミナーの開催のほか、アメリカ合衆国の酪農情勢の視察を実施をしながら、構想に反映させていく予定で進めておるところであります。

ご質問の、昨年実施いたしました酪農家意向調査についてでございますが、構想を取りまとめるための判断材料として、昨年8月から9月にかけて、搾乳農家158戸を対象に、酪農家の現状と今後の経営に関する意向について調査を実施したものであり、回答率は90.5パーセントでありました。

主な調査結果でございますが、現況の経営規模等では、1戸当たりの平均飼養頭数は30頭であります。1戸当たりの平均粗飼料面積は12.3ヘクタール、1頭当たり平均乳量は7,300キロと、いずれも東北地区の平均と同レベルであります。

また、町内の酪農家の49パーセントは、20頭から50頭未満の経営規模で、50頭以上の経営規模は、16パーセントでありました。

次に、経営主の状況であります。平均年齢は54.5歳、全体の65パーセントが50歳から69歳の経営主となっており、後継者の有無については、決定している及び予定があるを合せると35パーセントほどであり、後継者が予定されている割合は、北海道、東北地区より高い状況でございます。

一方で、将来の酪農経営についての設問では、現状維持が56パーセントと約半数以上を占める中、規模拡大が19パーセントで、逆に経営中止と他部門への転換が2項目を合わせると19パーセントございました。後継者、労働力不足を背景に、高齢化の進行が酪農経営の足かせになっている状況が伺える結果となっております。

また、現在の経営で困っていることの設問では、生産資材の高騰が73パーセントと突出して多く、次いで、乳価の低迷、労働力不足、所得が少ない、粗飼料基盤の不足などとなっているほか、高齢化、牛舎の老朽化、飼料管理技術など、様々な問題が浮き彫りとなりました。

さらに、今後の経営方向に関する設問では、ゆとりある生活が42パーセントと最も

多く、次いで、作業分業化が27パーセントと高く、町内におけるTMRセンターやコントラクター等による作業外部化組織への関心が高い結果でありました。

町では、今回の意向調査の結果を踏まえ、現在、策定作業を進めている新葛巻型酪農構想で支援策等を含めた方向性を盛り込む予定としております。地域の経営規模拡大と高品質牛乳生産などのモデルとなるリーディング牧場の創設、公共牧場の機能強化、TMRセンター、コントラクター等の作業外部化組織の育成、さらに、ふん尿バイオマスによる発電と熱供給システムの創設、個別経営体の経営規模拡大支援等を中心に調整を進めております。

町では、今後この新葛巻型酪農構想を基本とし、農家の意向を見極めつつ、国の補助事業等を活用しながら、実現可能なものから、順次、事業展開してまいりたいと考えております。これらの取り組みにより、経営体質の強い酪農家の育成を図ることで、町の基幹産業である酪農の維持、拡大につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、2件目の、保育ニーズの充実について、お答えをいたします。

まず、1点目の、病児、病後児保育の対応についてであります。

病児、病後児保育とは、児童が発熱などの急病や保育中に体調不良となった場合などに、病院、保育所などに設置された専用スペースや保育所の医務室において、看護師などが緊急的な対応、保育をする事業とされているものであります。

当町においては、看護師などの人員配置、あるいは施設整備の面などから、病児、病後児保育の受け入れをしていない状況ですが、保育中に発熱などの突発的な体調不良となった場合は、安静などの緊急的な対応を行い、一定時間経過後に保護者に連絡をし、病院での診療を促す措置をとっております。

全国的に、病児、病後児保育に対する要望が高まる傾向にありますが、受け入れるためには、隔離機能を有する観察室や安静室の施設整備のほか、利用児童数概ね10人につき1名の看護師、利用児童3人以上につき保育士1名の人員配置が必要となっており、現在、岩手県内における病児保育施設は13市町16施設で運営されておりますが、その大半が病院に附設した施設となっているようであります。

少子化対策、子育て支援を推進する中で、安心して児童を預けられる環境のひとつとして、病児保育施設の必要性は認識しているところではあります。一方で、病気になるいは病後の児童の立場で考えますと、ご家族のもとで在宅による静養が最も安心でき、回復に効果が期待できるものと思われれます。

町では、保護者の皆さんを含め、児童を取り巻く環境や、今後の社会動向などを踏まえながら、その必要性について総合的に検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の、預かり保育の時間を早めに受け入れる考えはないかについてであります。

現在、保育園での児童受け入れは、朝7時30分から夕方6時までとされており、葛巻保育園のみ、延長保育事業実施要領により、夕方7時まで受け入れを行っているところであります。

これまで、受け入れ時間の前倒しについて、各園とも保護者等からの要望はないもの

であります。実際に前倒しを行うとなると、保育士の人員確保や勤務シフトの調整など、実施に当たっては所要の調整が必要となります。

一方で、子育ての視点では、親子の触れ合う時間の確保、児童の睡眠時間の確保などを考えますと、現行の受け入れ時間が好ましいと思う部分もありますので、生活様式が多様化する中、保護者の皆様にとって望ましい子育ての支援、あり方をさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の、老朽化した保育園施設の改修見込みについてであります。

まず、各園の施設整備の状況であります。最も古いのが五日市保育園の45年、次いで、小屋瀬保育園の43年、江川保育園の築37年、葛巻保育園の築32年と、いずれの園も施設整備から30年以上経過をしております。

築40年を経過している五日市保育園、小屋瀬保育園につきましては、老朽化が著しかったことから、平成21年度から22年度にかけ、外壁、屋根、ホール床など、大規模な補修を行ったほか、暖房施設の入れ替えなど、設備の更新も含め、各園の施設設備の延命化対策に努めているところであります。

保育園のほか、学校施設、地区センターなどの主要施設の老朽化問題、耐震化対策などは、喫緊の課題として受け止めており、財政状況などを踏まえながら、今後、計画的な改修等を進めていかなければならないものと認識をしておるところであります。

一方で、少子高齢化、人口減少、あるいは生活スタイルの変化、多様化が進んでいる中で、公共施設等の需要、適正規模への見直し、多目的利用が可能な複合施設化など、整備にあたっては様々な選択肢があるものと思われまますので、単なる施設改修だけではなく、総合的な視点で、今後、検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、3件目の、郷土資料館の整備について、お答えをいたします。

施設整備の考えはないかの質問であります。

現在、郷土資料の展示を行っているのは、葛巻小学校3階の空き教室に開設する葛巻町郷土資料室と、廃校となった旧小田小学校に地元の運営協議会が主体となって開設する小田やすらぎの家民俗資料館の2カ所となっております。

葛巻町郷土資料室には、住まい、民具、食生活、歴史、考古など六つの展示コーナーに約600点の民俗資料を収蔵、展示しており、小田やすらぎの家民俗資料館には、地域の農具、民具など約1,500点あまりが収蔵、展示されているところであります。

葛巻町郷土資料室は、旧役場庁舎の老朽化、耐震強度等の問題により、平成25年度に葛巻小学校へ移設したところでありますが、学校施設内に移設したことにより、これまでの一般見学者のほか、児童の学習機会の場としても有効に活用されてきております。

民俗資料は、これまでの町の歴史や風土、生活、産業を物語る貴重な文化遺産であり、後世に、しっかりと引き継いでいくため適切な保存と、いつでも学べる展示環境が必要と思っておりますが、新たな施設整備につきましては、現時点では予定はございません。

先程の、保育園施設の改修での答弁させていただきましたが、今後、公共施設等の老朽化が年々拡大していくものであり、総合的視点での施設整備が求められてきますので、そのような機会に改めて郷土資料館の整備については検討させていただきたいと思っておりますが、町の貴重な文化資料でございますので、当面は現行施設において、適切

な管理運営に努めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

答弁ありがとうございます。

1件目の持続可能な酪農経営についてですが、家族経営が主体である当町の酪農情勢において、先ほど町長から答弁いただきました、後継者未定農家が87戸、61パーセント、決定農家が33戸、23パーセント、予定農家17戸で12パーセントという状況であり、後継者未定農家で、就農可能な経営環境の体制づくりが求められると思います。

バケットミルクカー搾乳が全体の3割を占めており、高齢になってくると持ち運び、また、バルククーラーへの牛乳の投入も重労働であることや、一輪車でのフンの除去も作業の中では時間と労働力を費やす作業であります。

そこで、施設整備、機械整備を図ることで労働力の軽減化を図り、増頭することにより所得向上を図ることが、後継者未定農家に後継者を呼び込むきっかけと弾みがつくと思われませんが、そのための補助事業は十分なのでしょうか。

また、先ほど意向調査の中で、他部門への転換を予定している農家もあるようであります。園芸、野菜と様々な農業品目への転換がスムーズに、また、そのことで農業所得向上につながるような情報と指導が求められると思いますが、その対応は十分なのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

後継者の関係の部分でございますが、確定しているのが33戸ございまして、あと、予定があるで50戸ほどで、それ以外の分では決定していないというような形になるわけですが、高齢者等の経営の状況という形で、お話ありましたとおり、今の経営の形態が、パイプミルクカーを活用していたり、いろいろ、そういった面で大変な形の分があるということは認識しているところでございます。

それで、今回のこの構想の関係の部分では、ひとつは規模拡大ということで、300頭規模くらいの、いろいろな高品質の牛乳を作って、そういったリーディング牧場と併せまして、既存の規模拡大だったり、そういった部分も想定して考えているものでございますので、そういった改善を図るといような形の部分がありましたら、今後、事業等の紹介、そういった場合に、こういった事業もありますよというようなことも説明しながらの取りまとめをしていく方向で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

例えば、農業関係で、今の畜産農家が利活用できるような補助事業は、どのようなものがあるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今回の構想はいろいろな範囲に及ぶ事業を想定している関係で、それを総合的にできる事業というのは、実際のところ今はない状況ですので、そういった関係の事業が取り組めるような方向で国に要望していくというようなことと、それから、既存の補助事業ですと、補助率が50から55パーセントくらいの事業が多いわけですが、そういった部分だと、これから負担の関係で、かなり厳しい部分もございまして、そういった補助率のアップとか、そういった部分は国の方に要望していきたいというように考えてございます。

それで、現時点でできる事業というようなことと、公社への事業がございまして、それについては、今年度で第1地区が終了する形になりますので、第2地区を想定して、農家等の取りまとめをしながら、4月時点で国の方に要望を上げながら、調査等を行って、29年あたりから事業を実施できるようなことに体制を整えば、進めていきたいという形で考えているところでございます。

それから、先ほど、他部門の転換の関係の部分のお話がございましたのですが、アンケートの中では肉牛の複合、そういった部分への転換という部分が結果として出てきていますので、そのことについては、現時点でも、乳牛に肉牛の種を付けて出産させるような形の部分も進めてきていますし、そういった部分を進める部分については、そういった形での支援をしていきたいということで考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

今、大規模酪農構想、また、個人経営というか、家族間経営を現状で続けていく農家にとっては、早急に機械整備、また、施設整備をしていくような事業はなかなか見当たらないという、今現在はそういう状況なののでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

機械整備の関係の部分については、現時点でできる事業というのは、県単の補助事業、それから、先ほど申しました公社への事業等で実施できるような状態ですし、あと、その他にリース事業等がございますが、それぞれ要件等がございます、それをクリアするような形で実施できる事業というようなことでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

お話を聞きに行ったとき、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業、県単事業ですが、県が3分の1、町が6分の1、合わせて2分の1の補助事業だと思いますが、対象は農家3戸以上で組合を立ち上げ、事業種類はラップマシーン、ベラー等、飼料生産用機械、また、肉用繁殖肥育牛舎等でありまして、今の農家がおかれている規模拡大予定の27戸、19パーセントであり、また、後継者確保状況の未定87戸、61パーセントという農家に対しても様々な機械設備、あるいは施設整備のための補助事業が広く行き渡るような事業を、国、県への働きかけを強く進めていただきたいと思っております。

国内の畜産農家の減少が生産乳量の減少につながり、バターへの輸入が例年なされております。それでも、年末になるとバターの品薄状態が続いており、畜産農家全体の底上げが緊急に求められています。発進力の高い我が町が、県、国に対して、縦横の連携を軸に働きかけを望むものでありますが、この点についての考えをもう一度お聞かせ願います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

国、県等への働きかけというようなことですが、先ほども申しましたとおり、その補助事業の関係の部分については、今回の構想を進めるにあたって、その事業が総合的にできるような形での要望というものは進めていく形になりますし、それから、県単のマスタープランの事業につきましては、これは県の大きな枠があって、なかなか、この事業で大きな事業を実施することは、予算の関係でできない状況ですので、その中での調整になっていくわけですが、今年度も酪農機械の助成等を進めていますので、それは農家さんと話をしながら、できる形で進めていくというような形でご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

確かに、いわて地域マスタープランの事業はいろいろな制約がありますし、事業の待機状況は、施設整備が1件待ちであります。また、機械導入が組合4件で13台待ちという状況であり、なかなか幅広く、たくさんの農家の人たちが求めるような施設整備とか、機械整備の事業がないというのが一番の問題だと思われま

す。持続可能な酪農経営には、大規模ファーム構想、また、個々の農家全体の底上げを緊急性を持って対処されることが望まれますし、統一の見解を持って対処していただき、50年、100年先も東北一の酪農郷であることを望みながら、強く要望して、この点については終わりにします。ありがとうございます。

次に、保育ニーズの充実について、移らせていただきます。

先ほど答弁をいただきましたが、今、葛巻病院の建設が始まるところであります。今の答弁ですと、病児、病後児保育は、病院とか、そういうところがあれば、また、退職した方々の力といいますか、看護師さんとか、また、保育士を退職された方々、また、預かり保育というのは、やはりニーズが聞こえてこないというのは、小さいニーズだからこそ、その声というのは聞こえにくいと思います。そういう方々が生計を立てていく上で、もちろん自分の子どもは、ある程度、自分が見るのがベストですが、今の経済状況を見ますと、夫婦共働きをしなければならない。子どもは見なければならないし、子どもを見ていると、次の職、収入先が見つからなくなるかもしれない。子どもは見なければならないし、仕事はしなければならない。その割には見てくれる家族がいないという方が実際におられます。そういう方々が、仕事をしながらも子育てをしていける社会環境づくりのために、今定例会議に国の子育て支援関連条例が提案されておりますが、乳幼児を支えながら働くお母さん方にとっては、子育てと職場との狭間を両立することは、大変難しさを感じる方もいると思います。そういうニーズの声が聞こえてこないというのは、やはり私くらいしかいないのかといいますか、そういう声を出しにくい状況であることも現実かと思

います。出生数の少ない私たちの町にとっては、1人でも2人でも多くの子どもたちが誕生することが待たれるものであります。また、町でもそういう子育て支援には力を入れているとは思われますが、小さい、少ないニーズに比べてこそ、真の子育て支援と思われま

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

教育次長から、ただいまのご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

現在、子育て施設、先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、現在の状況で幼児の発達段階等々を考えた場合には、今の体制でいくということによって現在進めている状況でございまして、議員さんおっしゃるとおり、そういった、どうしても働かなければならないというような方もいらっしゃる、これも現実かとは思いますが。

現在、町の方ではそういった関係も、次の子育て環境というようなことで、担当課が中心となりまして、計画策定中でございます。その中では、諸々アンケート調査等々も実施しながら、その計画の中に取り入れてということで、最大限の計画を作り、子育てしやすい環境づくりということで進めてまいりますけれども、行政のみならず、これにつきましては、子育てしやすい環境、町内の各種企業さん等々への働きかけも、行政として、今後は必要に応じて進めてまいらなければならないというように考えております。

教育を預かる教育委員会が、こういった部分の施設等を管理している立場でございまして、今後とも、そうした部分につきましては、必要に応じて企業さん等々の環境づくりへの働きかけですとか、いろいろ連携を密にしながら、今後とも、より質の高い、住民の皆さんのニーズに対応すべく考えてまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

こういう声は聞いたことがないということではありますが、私の近場には、早朝の農業関係の仕事に従事している方ではありますが、そこには子どもを見てくれる家族の方もいらっしゃるらないと、現実そういう声もあるということもお含みいただきたいと思っております。

そういうときこそ、例えば1時間でも退職した保育士の方、今、様々な小さい子どもさんとか、いろいろな問題を抱えていらっしゃる方々もいて、保育士だけではなかなか手が回らないところもありますが、そういう一人ひとりのニーズに忘れてこそ、小さな町であると、小さな町だからこそできることでありますし、そういった点が解消されるのであれば、また次の子どもも考えてみようかとか、そういうことにもつながるかと思っております。そのところは、お含みいただきたいと思っております。

また、先ほど老朽化した保育園施設の改修見込みについて答弁いただきました。総合的に考えているということではありますが、修繕等に対応されておりますが、現在、今まで出された修繕等の対応は十分に伝えられているのでしょうか。大事な園児を預かる施設ですので、各保育園からの修繕要望には早急に対処いただくことをご期待申し上げますが、修繕等は全部対応しておられるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

園長等からの情報収集につきましては、12月は、たまたま昨日、園長会議を開催いたしました。さらにまた、今は来年度の予算要求の時期、既に作業の方は終了しておりますが、そういった、常に現場のニーズを的確に把握しながら、必要に応じて、現場はそういった施設管理のエキスパートでない部分もありますので、事務局の職員、必要に応じては建設水道課の専門の技術の方も現場の方も見ていただきまして、幼児の安全安心な施設の維持という部分には細心の注意を払って対応しているということでご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

それでは、3件目の郷土資料館の整備についてであります。総合的に施策とか、そういうもので主要施設を見込んでいるということではなく、今の状態が続くということでもあります。子どもたちは、例えば100円バス等で町の社会科見学に出ております。町の主要な施設を視察や学習しています。

いずれ、この郷土資料館というものは、これから町が60年、70年、100年と続いていくわけです。今このようにしているときも、やはり歴史でもありますし、いろいろな郷土の資料とか重要なものがあるということから、例えば、小田地区なのか、それとも町の空き家、それをリフォームしながら、いずれ、ひとつのところにまとめて、やはり皆さんから親んでもらうような施設が求められてくると思っておりますが、先ほども答弁いただきましたが、もう一度この点について、答弁をいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今、ご指摘いただきました。現在2カ所にそういう資料館がございまして、それぞれ、やはり特色を持った展示内容になっております。子どもたちも、学習の中でそういった資料を実際に目の当たりにし、あるいは実際に手に取って見る中で、町の歴史であるとか、風土、生活、産業を物語る、そういう貴重な文化遺産、いわゆる、そういう機会もございまして。非常に、私は、そういったことは大事な教育であると考えております。

したがって、現時点では、そういった、それぞれの持つ資料館の特性、良さを生かしながら、将来的には、皆さんのご意見を伺いながら、例えば資料館、あるいは図書館、あるいは文化ホールというような、いわゆる文化施設の、例えば複合施設などのことも含めて、これは少し時間をかけて、長期的な展望を持って検討していく、そういう必要があるのではないかというように考えておりますので、いろいろ、この点についても、

よく皆さんからご意見をいただきながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ちょっと教えていただきたいのですが、先ほど、空き家を活用したらいいのではないかと、このように聞こえたわけではありますが、町内で、空き家を活用して郷土資料を展示する、今、そういった空き家は思い当たらないのでありますが、町内でしたら、例えばどのようなところがあるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

そこは言えません。ただ、やはり、そういう施設を持ってくるということはリフォーム、そういうもので対処できるような、まずまずの施設でなければならないと思います。それは担当課の方で、いろいろな寄附とか、こういう場所がありますがどうでしょうかという話が聞こえてくるのは、やはり行政の側だと思います。必ずしも、どんどん公共施設の建築が待たれる中での新築、それを言うと、なかなか先が見えてこないと思います。それであるのであれば、あまり遠くない時期に、そういう施設を整備するのであれば、必ずしも新築にこだわる必要はないのではないかと考えております。今、どこそこと言われても、やはり、ある程度のスペースとか、そういうものが、やはり求められると思いますし、そういう話があったときは、私は、その大変な建築がラッシュを迎えている中で、あれもこれも新築というわけにはいかないかとも思います。そういう話を受けることができる行政の側で、そういう施設に向けたような話があるのであれば、そういうものを利活用するのにもひとつの方法ではないかと思っております。

議長（中崎和久君）

よろしいですか。

7番（山岸はる美さん）

ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合によって、12月8日から10日までの3日間を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、12月8日から10日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第43号から議案第54号までの12議案の審査については、12月8日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 15時21分)